

令和4年村上市議会第3回定例会会議録（第2号）

○議事日程 第2号

令和4年9月8日（木曜日） 午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（19名）

1番	上村正朗君	2番	菅井晋一君
3番	富樫雅男君	4番	高田晃君
5番	小杉武仁君	6番	河村幸雄君
7番	本間善和君	8番	鈴木好彦君
9番	稲葉久美子君	10番	鈴木一之君
11番	渡辺昌君	12番	尾形修平君
14番	川村敏晴君	16番	川崎健二君
17番	木村貞雄君	18番	長谷川孝君
20番	大滝国吉君	21番	山田勉君
22番	三田敏秋君		

○欠席議員（2名）

13番	鈴木いせ子君	19番	佐藤重陽君
-----	--------	-----	-------

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳君
副市長	忠聡君
教育長	遠藤友春君
総務課長	東海林豊君
財政課長	長谷部俊一君
企画戦略課長	大滝敏文君
税務課長	大滝慈光君

市民課長	板垣敏幸君
環境課長	瀬賀豪君
保健医療課長	押切和美君
介護高齢課長	大滝きくみ子君
福祉課長	木村静子君
こども課長	中村豊昭君
農林水産課長	小川良和君
地域経済振興課長	田中章穂君
観光課長	永田満君
建設課長	須貝民雄君
都市計画課長	大西敏君
上下水道課長	稲垣秀和君
会計管理者	菅原明君
農業委員会事務局長	八藤後茂樹君
監査委員事務局長	太田尚美君
消防長	田中一栄君
学校教育課長	渡辺一律子君
生涯学習課長	平山祐子君
荒川支所長	平田智枝子君
神林支所長	加藤誠一君
朝日支所長	岩沢深雪君
山北支所長	大滝寿君

○事務局職員出席者

事務局長	内山治夫
事務局次長	鈴木木渉
書記	中山航

午前10時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は19名です。鈴木いせ子議員及び佐藤重陽議員は病気療養のため、それぞれ欠席する旨の届出がありましたので、お知らせをいたします。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議はお手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、3番、富樫雅男君、21番、山田勉君を指名いたします。ご了承をお願いします。

日程第2 一般質問

○議長（三田敏秋君） 日程第2、一般質問を行います。

今定例会の一般質問通告者は5名でありました。質問の順序は、配付の一般質問通告書のとおりに行います。ご了承をお願いします。

最初に、3番、富樫雅男君の一般質問を許します。

3番、富樫雅男君。（拍手）

〔3番 富樫雅男君登壇〕

○3番（富樫雅男君） おはようございます。公明党の富樫雅男です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

まずは、このたびの8月3日からの豪雨により被災された皆様に心からのお見舞いを申し上げます。また、日夜復旧に当たられている皆様や災害ボランティアとしてご支援いただいている皆様、チームにいがたとして県内各地から派遣されておられる皆様、そして社会福祉協議会や市の職員の皆様にも心から御礼を申し上げます。

さて、今回の私の一般質問は1項目だけです。県北豪雨災害について。8月3日からの豪雨災害に関して、以下の点について市長のお考えをお伺いします。

- ①、荒川地域の水害の要因分析について伺います。
- ②、発災直後における初動態勢の課題がありましたら伺います。
- ③、支援物資の配布体制について伺います。
- ④、市内各地域での災害ごみ集積場所の事前確保について伺います。
- ⑤、罹災証明書の申請、発行状況と今後の支援について伺います。
- ⑥、床下浸水世帯への支援について伺います。

- ⑦、被災家屋への適正な対応方法について、建築業界への周知と協力体制構築について伺います。
- ⑧、市営前坪住宅の復旧対応について伺います。
- ⑨、仮設住宅などの対応について伺います。
- ⑩番、被災した小規模事業者支援について伺います。
- ⑪番、市内の土地の開発・利用状況の変化に即した内水河川、用水路の在り方の再検討について伺います。
- ⑫番、市内の中小河川、用水路の改修について伺います。
- 以上、ご答弁いただいた後、再質問させていただきます。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。それでは、富樫議員のご質問につきましてお答えをさせていただきます。

最初に、県北豪雨災害についての1点目、荒川地域の水害の要因分析はどのお尋ねについてでございますが、今回の大雨では村上市藤沢、坂町観測所において、1時間に152ミリ、24時間雨量は県内観測史上最高となる560ミリに達するなど、局地的に短時間で記録的な大雨が降ったことから、河川や排水路に計画規模以上の水量が流れ込んで溢水が発生し、浸水被害を起こしたものと考えております。

次に、2点目、発災直後における初動態勢の課題はどのお尋ねについてでございますが、現在復旧作業に向け全力で対応しているところであり、まだ検証作業には至っておりませんが、このたびの災害では被害が市内の広範囲に及び、特に荒川地域においては多くの道路が冠水したことから、車両での移動はもちろんですが、徒歩での移動も困難な状況となりました。区長や民生委員、消防団や自主防災組織など各機関の皆様自身の活動が困難な状況となり、それぞれからの情報を得ることが難しい状況が続いたところでもあります。こうした状況から、市ではドローンによる上空からの状況の確認を行うとともに、自衛隊及び消防本部による浸水区域の各世帯の確認等を実施したところでもあります。災害発災直後の初動態勢については、災害の内容、規模によっても異なることではありますが、このたびの記録的短時間での大雨による浸水被害にあっては非常に厳しい状況であったことから、今後徹底した検証が必要であると考えているところでもあります。

次に、3点目、支援物資の配布体制はどのお尋ねについてでございますが、支援物資については各地域の避難所等のニーズに合わせ、物資の配布を実施したところでもあります。また、不足する物資についても、本市で購入するもののほか、県や協定先の自治体、企業などへ依頼をし、必要物資の確保に努めてきたところでもあります。

次に、4点目、災害ごみ集積場所の事前確保はどのお尋ねについてでございますが、災害発生時には大量の災害廃棄物が発生することから、事前に集積場所を想定していくことが必要であり、本

市では公共施設の駐車場や廃校となった学校のグラウンドなど、地域ごとに集積場所を想定して迅速に対応できるよう備えております。このたびの災害では、床上・床下浸水や土砂災害が発生した荒川地域及び神林地域から多くの災害廃棄物が搬出されることが予測できたため、荒川多目的グラウンド、グリーンパークあらかわを仮置場として設置をいたしました。災害の規模や被災状況によっては複数の仮置場の設置が必要となる場合や、市有地だけでは十分な面積が確保できないことも考えるわけではありますが、このたびの災害に対しましても国・県から災害廃棄物の仮置場について、国・県の用地の提供についてご提案をいただいたところでもあります。現在市の設置した仮置場で対応はできている状況ではありますが、引き続き国・県と連携しながら、災害に応じた適切な集積場所の確保に努めてまいります。

次に、5点目、罹災証明書の申請、発行状況と今後の支援はとのお尋ねについてでございますが、9月4日現在、1,225人の方へ罹災証明書を交付をいたしております。地域ごとの内訳といたしましては、荒川地域974人、神林地域187人、朝日地域43人、山北地域21人であります。罹災証明書の交付を受けた方につきましては、被害の判定区分に応じて支援が受けられます。現状では、被災者生活再建支援金や災害見舞金の支給、災害義援金の配分、災害援護資金の貸付け、住宅の建築、補修などの支援、被服・寝具など生活用品の給与、市税等の減免、保育料や保育園の副食費、学童保育利用料、病児保育センターの使用料の減免、小・中学生には教科書や学用品等の給与などの支援が受けられます。

次に、6点目、床下浸水世帯への支援はとのお尋ねについてでございますが、このたびの災害については被災者生活再建支援法が適用となるため、一定程度の被災世帯に対し生活再建支援金の給付が受けられることとなりましたが、床下浸水世帯に対しましてはこの支援金の給付対象外となっております。災害見舞金の検討につきましては、市議会からも8月12日に申入れをいただいたところであり、床下浸水世帯は生活再建支援金の対象とならないことや床下浸水による被災世帯が非常に多いことから、このたびの災害に対し2万円の見舞金を支給することといたしたところであります。

次に、7点目、建築業界への周知と協力体制構築はとのお尋ねについてでございますが、住宅建築に関係する事業者の方々に対しましては、8月22日に被災者住宅応急修理制度の説明会を開催し、制度の周知と被災された住宅の早急な復旧に向けて協力をお願いしたところであります。また、先日9月5日にも新潟県建設業協会村上支部、村上市建設業協会、村上管工事業協同組合、新潟県電気工事工業組合村上支部、村上市建築組合、岩船建築組合連合会等、関係組織の皆様にお集まりをいただきました。今後、被災された世帯での復旧、再建が加速していくこととなりますので、相当数のニーズが見込まれるわけでもあります。再建を希望される方のご要望に遅れを生じさせることなくお応えしていくため、関係組織を通じて各事業者の皆様には連携して対応していただくよう、私から直接要請をさせていただいたところでもあります。現在、応急修理の申請受付を開始しており、

引き続き関係機関の皆様と連携しながら、一日も早い住宅再建に向け、取組を進めることといたしております。

次に、8点目、市営前坪住宅の復旧対応はとのお尋ねについてでございますが、市営前坪住宅につきましても、今回の大雨により全56戸で床上浸水被害が発生し、現在入居中である27戸を最優先に修理工事を進めているところであります。修理の内容といたしましては、1階の床板を撤去し、床下の乾燥及び消毒を進めるとともに、順次床の張り替えを行います。また、修理が必要な流し台、建具、給湯器などについても適宜修理や取替えを行っており、一日も早い復旧を目指しているところであります。

次に、9点目、仮設住宅等の対応はとのお尋ねについてでございますが、このたびの災害によりお住まいの住宅が被災し、全壊または全壊に至らないまでも居住することが困難である世帯、直ちに新たな住宅を得ることができない状況にある世帯など、被災された世帯の状況は多様で多岐にわたっております。市では、被災された世帯の皆様が速やかに生活の拠点を確保していただくため、市営住宅をご利用いただけるよう対応を進めているところであります。しかしながら、居住する住家を得るまでに相当の期間を要すると見込まれるケースや、住宅周辺の危険が解消されるまでの間は二次災害による被害を避けるために避難を要するケース、現在の住宅を応急修理することとしているが、応急修理期間中の一時的な住まいを確保する必要があるケースなど、多くの対応が求められていることから、災害救助法に基づく建設型応急仮設住宅及び賃貸型応急仮設住宅を設置することとしたところであります。これら応急仮設住宅については、内閣府との協議により新潟県で設置することとなるわけですが、賃貸型応急仮設住宅につきましては8月23日から入居申請を受け付けており、順次入居が決定されているところであります。建設型応急仮設住宅につきましては、大規模な二次災害のおそれがあり、長期にわたる避難指示が予想される小岩内地区の皆様に入居していただくこととして、先日9月4日に小岩内区に対して説明を行ったところであります。現在のところ、9月13日から入居していただけるよう準備を進めているところであります。現在避難指示を発令している被災箇所については、早急な応急復旧に取り組んでいるところではあります。避難指示の発令が長期化することが見込まれる場合には、速やかに応急仮設住宅を活用できるよう、内閣府並びに県との連携を徹底しているところであります。

次に、10点目、被災した小規模事業者支援はとのお尋ねについてでございますが、今回の大雨で被災された市内中小企業は171社あり、被害総額は約12億9,000万円に上ります。被災した事業者に対する具体的な支援策につきましては、現在国・県において検討しているところであります。先日9月4日に岸田総理が本市の被害状況の現地調査をした際には、私から中小企業等、小規模事業者の事業継続のための支援について、直接要望をさせていただいたところであります。この支援制度が実現するよう、全力で取組を進めることといたしております。また、市独自の取組といたしましては、新潟県セーフティネット資金の自然災害要件による貸付けに対する信用保証料について、市

が100%補給することで被災事業者の負担軽減を図ることといたしました。引き続き事業者の早期の事業再開に向けてしっかりと後押しをしてまいります。

次に、11点目、土地の開発・利用状況の変化に即した内水河川、用水路の在り方の再検討はどのお尋ねについてでございますが、中小河川及び用水路等の整備については、これまでも土地開発計画及び土地利用の現状を踏まえた上で、技術基準等に基づき、計画並びに設計を行ってまいりました。その上で、在り方の再検討についてお尋ねをいただいているわけではありますが、このたびの内水氾濫被害の検証はこれからということになるわけではありますが、現状の計画雨量等の検証を含めて復旧に取り組む必要があると考えているところであります。

次に、12点目、市内の中小河川、用水路の改修はどのお尋ねについてでございますが、現在本市では平林地内の普通河川、滝矢川の改修を進めているほか、二級河川百川の改修を県において進めているところであります。しかしながら、市内にはこれ以外にも多くの中小河川が存在しています。こうした中、国の国土強靱化3か年緊急対策、国土強靱化5か年加速化対策により、河道の掘削や河川内の支障木を伐採するなど、河川等の流下能力の機能維持を図る取組を進めているところであります。他方、用水路につきましては、現状必要とする能力は満たしているわけではありますが、このたびのような大雨の場合であってもその機能を十分果たすことができるよう、送排水機能等の保全を常に確保するための維持管理に当たる必要があると考えているところであります。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） 富樫雅男君。

○3番（富樫雅男君） 今回は、想像もしなかったような大規模、広範囲な災害であったということで、関係する方々、本当に毎日毎日ご努力いただいていたと、私もそういうふうにしております。また、高橋市長をはじめ関係する皆様のご尽力で激甚災害にも指定されました。また、9月4日には、先ほどもお話ありました岸田総理大臣も視察いただいて、市民の皆様の励みとなり、本格的な復興に向けて大きな一歩を踏み出したものと考えております。先ほどもご答弁いただきましたが、大規模な水害となった原因、要因については、専門家の方々の調査も進められていると思います。ぜひとも県、国のご協力をいただきながら、早急に対策を講じていただきますようお願いいたします。

さて、私は今回の浸水被害が大きかった地元の荒川地域しか確認できていませんので、荒川地域の被災された方々の声を代弁して再質問をさせていただきます。

まず、③番目の支援物資の配布体制ということなのですが、被災された方は自動車が使えなくなった方がほとんどでしたので、荒川支所や荒川公民館、さらに坂町病院などを中心に給水所が設けられましたけれども、距離的に遠くて、飲料水やおにぎりなどの支援物資を受け取れない方がたくさんおられました。支援物資の配布については、被災現場に近い場所にある、例えば集落ごとの集落センターや小・中学校をもっと有効活用するなど、被災者に寄り添った支援をしてほしい

との声がたくさんありましたが、この点についてお伺いいたします。

○議長（三田敏秋君） 荒川支所長。

○荒川支所長（平田智枝子君） 議員ご指摘のとおり、車が水没して物資を取りに来られないという方は承知いたしておりました。荒川支所で配布しておりました物資については、被害の多くあった駅前、前坪の方へは何回か前坪公園のほうへ職員が運ばせてもらいました。あと下鍛冶屋地区におきましては、区長と消防団で配布をしてくださいました。職員だけで全部の市民には対応できませんでしたが、市民も親戚や知人、隣近所と協力し、物資を取りに来ていただきました。多くの方の協力を得ながら配布をさせていただきました。

○議長（三田敏秋君） 富樫雅男君。

○3番（富樫雅男君） 私もいろいろ見させていただいて、やっぱり必要人員の問題とかいろいろな問題があったと思いますが、ぜひ今後はそこら辺も考慮していただければと思います。

次に、食事についてなのですが、床上浸水した方というのは冷蔵庫も倒れて使えないと。また、床を剥いで台所が使えないということから、毎食パンとか近くで弁当を買って食べていて、食事代が非常にかさんで経済的な負担が大きいという方もたくさんおられます。このような方々に対しての経済的支援などについても今後ご検討いただきたいと思います。

また、入浴施設についてなのですが、荒川公民館と保内小学校から入浴施設への送迎バスが運行されていましたが、8月20日以降は自分で行かなくてはいけなくなっております。給湯器が壊れ、お風呂でシャワーを利用できないということもあり、さらに年寄りの方は無料の入浴施設でコロナに感染するのが怖いということで、自宅で水でシャンプーして、体はタオルで拭くだけという方が今でも非常にたくさんおられます。水害前から半導体不足などの影響で給湯器は入手困難な状況で、注文しても半年以上かかると言われているという、そういう声を非常に多く聞いております。今回は、床上浸水の方だけでなく、床下浸水の方でも給湯器が浸水して故障して使い物にならなくなったという方が非常にたくさん見受けられます。これから秋・冬に向かいますので、ぜひとも継続的な無料入浴施設の提供と、さらに多くの方が利用しやすくなるようにご検討いただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 本当に大変なご不便をおかけし続けているというふうに思っております。市でも精いっぱいできることには取り組んでいるという状況にあるわけでありまして。まずは、一刻も早く生活再建に向けてのスタートが切れるような形ということで、今回生活再建支援金、これ県の制度になりますけれども、市が3分の1を負担しながら、国制度の災害救助法の適用のある区分に応じて最大100万円の上乗せをさせていただきました。これ早急に給付を行おうということで、国は少し遅れるのですが、県ルールの部分については今月22日に給付ができるように今準備を進めております。そうした形で資金面的にまず支援をさせていただきながら、生活、日常を取り戻し

ていただければなというふうに思っているところであります。それに加えて、今後必要となるであろう支援策につきましても現在検討を早急に進めているところでありますので、できる限り皆様方の生活に沿った支援策、これを講じていきたいというふうに思っております。また、とりわけ入浴、本当に8月厳しかったです。暑かったり、また家屋のやっぱり復旧をしている状況になりますとなかなかゆっくりお湯につかりたいという、それができないという、非常に難儀をかけたなと思っ

○議長（三田敏秋君） 富樫雅男君。

○3番（富樫雅男君） ありがとうございます。

次に、6番目の床下浸水世帯に対する支援についてです。先ほど市長のほうから世帯数もお聞きしましたね……すみません、床下浸水は市内で今回のくらいありましたでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 税務課長。

○税務課長（大滝慈光君） お答え申し上げます。

8月11日から23日まで、チームにいがたによって被害認定調査を行いました。床下浸水が市内全域で、調査棟数は2,300余りの棟数でしたけれども、被害の判定区分で準半壊に至らないというのが床下浸水であります。その件数が987であります。

○議長（三田敏秋君） 富樫雅男君。

○3番（富樫雅男君） ありがとうございます。やっぱり1,000世帯近い床下浸水があったということなのですが、先ほどもお話ありましたけれども、災害救助法に関わる国・県・市の経済的な支援というのは、床下浸水世帯に対してはないのです。市の災害見舞金の2万円だけです。そのほかにもいろいろな支援、援助というのはあるわけですが、床下浸水でも最近のべた基礎の住宅では家の中の湿気が非常にひどいのです。床下を剥いてみるとカビが発生していて、やっぱりこれは工事必要だなという声も聞きます。自動車、給湯器、エアコンの室外機など壊れた方もたくさんおられて、何とか支援してほしいとの声も多く聞かれます。そういう意味では、今回寄せられている災害義援金は床下浸水世帯も対象になっておりますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 先日9月5日に配分委員会第1回目開催をさせていただきました、その際に準半壊に至らないケース、いわゆる床下浸水につきましても同様に義援金の配分の対象としようということでご議論をいただいたところであります。これにつきましては、今月末、第1回目の配分を行いたいということで現在準備をしているところであります。

○議長（三田敏秋君） 富樫雅男君。

○3番（富樫雅男君） ありがとうございます。金額はともあれ、少しでも非常に励みになると思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、7番目の建築業界への周知と協力体制構築という件なのですが、異常気象が多くなっていて、今回は55年ぶりと言いますが、またいつ発生するか予測できない昨今です。今回のような大規模水害がほかの地域でも起こる可能性があり得るわけです。今回の水害の教訓を生かして、被災した建物について応急的な対応方法と修理の具体的な対応方法をぜひとも建築業界団体に対して周知いただきたいというふうに考えております。たまたま災害の直前の今年の7月に防災担当の内閣府政策統括官からこのような災害救助事務取扱要領と、実際にはこれ百数十ページあるのですが、こういうものが発表されています。罹災者住宅応急修理制度の支援の対象となる応急修理の内容について、これには非常に細かくQ&Aが記載されています。今後、今回問合せや相談が多かった点についても取りまとめていただいて、いざというときは誰でも確認できるように市のホームページに例えば災害関連コーナーなどを設けて、こういうものを共有化いただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 都市計画課長。

○都市計画課長（大西 敏君） このたびの水害に対しまして住民の方、被災された住宅の方が取りあえず当面の対応ができるようにということで、市の防災メールと市のラインにおきまして、当面の対応の仕方というものを配信はしておりました。また、昨日であります、水害に詳しい団体の方々からいただいたカビの防止等の対策についてもメール配信のほうをさせていただいております。

○議長（三田敏秋君） 富樫雅男君。

○3番（富樫雅男君） 今回本当に非常にいろんな相談ありました。例えば応急修理制度を使うに当たっては、畳を剥いで、その下の床板を剥がして捨てないと基本的に畳とかの取替え費用の対象にならないとか、いろんな制約があるのです。そういうことについてもこのQ&Aには大分、数ページ以上にわたって記載されています。ただ、やはりこれだけでは十分でなくて、いろんなケースがあるものですから、先ほどの繰り返しになりますけれども、今回いただいたご相談とか対応を加えた、そういうQ&Aみたいなのをぜひまとめておいていただけたらありがたいというふうに考えております。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 実はそういうことがあるよということで、これ震災がつなぐ全国ネットワークという団体が作成した冊子なのですが、これ3,000部市のほうにご寄附いただきまして、これを被災された住宅の皆さんのところにお届けをさせていただいております。これについては、被災住宅の状況が分かるページ、またそれに対してどういうふうな形の支援策があるか、また住家を乾燥、消毒する場合にはどういうところに注意をするべきかということの詳細に書いてありますので、

これ非常にいいなということで配らせていただいたところであります。住家の整理をしている状況の中でどこまでこれを熟知していただいたかというのは、なかなか厳しい状況だったと思いますけれども、そうしたところを物理的な形でお知らせをしながら、またネット上でも展開をする、これは引き続き継続的にやっていかなければならないなというふうに思っておりますので、これからもしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 富樫雅男君。

○3番（富樫雅男君） 市長言われるように、私もそういうの見ておりますし、そういう団体と荒川地区の「あら、ほっ」で専門家の方から説明もいただいたりということもやらせていただきましたが、やっぱりいざ自分の身になってみるといろんな疑問が湧いてくるということなのだと思います。ぜひホームページで今後さらに拡充していただきたいと思っております。

それと、8番目の前坪市営住宅の復興についてですけれども、先ほどお話ありました56戸のうち実際には27戸しか住んでいなくて、ちょうど半分くらいが空き家の状態だと。もう棟によってはたった1軒だけしか入っていないということもあるのが実態なのです。それと、非常に老朽化しているということもありますので、私も何人かの方に、もしもそういうことで、1つの棟では無理なわけで、できれば幾つかの棟を修復して、そこに転居してもらおうというのはあり得ますかと。それをやってもらえばありがたいという話もいただきましたので、ぜひ今回を機に、できる限り集約して応急修理してほしいという要望もありますので、今後そこら辺もご考慮いただければというふうに思っています。

それで次に、10番目の被災した小規模事業者の支援についてですが、今回の災害救助法に関わる住宅の応急修理の補助金制度というのは、先ほどから何回も出ておりますけれども、あくまでも住宅部分だけなのです。また、生活再建支援金の支援についても、住宅が被災されていない場合というのは、小規模事業者、全く支援の対象になっていないということがあります。コロナで非常に厳しい、今回の水害に遭われた小規模事業者が非常に多くおられます。先ほど百七十数件というお話あったのですが、特に坂町の地域で多いのは飲食店と理髪店などの店舗かなと思っております。店舗が浸水しただけでなくて、自動車、業務用のいろんな機械、また業務用の冷蔵庫、厨房機器など、さらにエアコンの被害なんかがあって、経済的なダメージを非常に大きくしているなというふうに思っています。一部営業を再開した飲食店もございますけれども、まだ営業を再開できずに収入がなくて、今後の資金計画に不安を抱えているという事業者の方が非常に多くおられます。先ほどいろいろ今後そういう小規模事業者に対しての支援を打ち出していただけるとのお話いただきましたので、ぜひ早急をお願いしたいと思います。

次に、最後になりますけれども、小岩内集落は55年前の羽越水害と全く同じような状況で土砂災害に襲われましたし、また花立、貝附、そして梨木集落の一部、これ55年前の水害で集団移転した人が多くおられます。それで、また今回再び災害に遭っておられると。一部の方は、避難所での生

活を強いられているということが現状です。いずれにしても、今回はハード面でもソフト面でも様々な問題や課題が浮き彫りになったと思いますので、国・県とタッグを組んで、ぜひ先送りすることなく抜本的な対策をお願いしたいと考えます。〔質問終了時間10分前の予告ベルあり〕早急に対策をご検討いただいて、復興計画の工程表を示していただきたいというふうに思います。また、災害に遭われた方に対して継続的な支援をぜひともお願いいたします。

最後に、今後の復興再建に対する市長のお考えと、それと被災された方にメッセージをお願いできればと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 現在鋭意努力をしながら、被災状況の確認、当面これから災害査定が始まるわけでありますので、聞くところによるとなかなか月内には難しいというようなお話も聞いております。それだけ広範囲、大規模だということなのだろうというふうに思っておりますが、現在それに対応するために、人的支援も含めて、県、それと全国市長会と連携をしながら今体制を整えているところであります。ただ、設計会社さんもこれだけ大量に設計業務が出ている状況だということも聞いております。ですから、そこをうまくコントロールしながら早急に対応していくということが非常に重要だなというふうに思っております。結果として、そのことがこれから復旧・復興に向けたタイムスケジュール、見通しということになっていくのだろうというふうに思っております。私も発災直後から逐次マスコミの皆さんに協力をいただきながら、メッセージを発信をさせていただいております。都度、当面の見通し、次の見通し、次どういうふうな形に動くのかということについては、努めて取り組んできたつもりではありますが、今後それが、将来、この先どういうふうな形になってどういう姿に変わっていくのか、今議員からご指摘をいただいた部分も含めて、しっかりと対応しながらお示しをしていきたいというふうに思っております。まずは、被災された皆様方にとりまして、この1か月というのは本当に非常に厳しい時間だったなというふうに思っております。そこをよく耐えていただきながら、またこれからの次の未来に向けての一步を力強く踏み出しているのではないかなとは思っております。しかしながら、その一步を確実なものにしていくためには、やはり精神的なフォローアップはもちろんでありますけれども、何よりも経済的な支援、生活の再建がまさにできたなというその実感を得ていただくことが必要だというふうに思っておりますので、市といたしましても最大限の力を注いで取り組んでまいります。被災された皆様方、また市民の皆様方も一丸となってこの難局を乗り越えていただけるように、改めて私からお願いを申し上げさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 富樫雅男君。

○3番（富樫雅男君） 本当にありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで富樫雅男君の一般質問を終わります。

午前11時まで休憩といたします。

午前10時45分 休 憩

午前11時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（三田敏秋君） 次に、21番、山田勉君の一般質問を許します。

21番、山田勉君。（拍手）

〔21番 山田 勉君登壇〕

○21番（山田 勉君） 市声クラブの山田勉です。これから一般質問させていただきます。

現在、市長をトップに職員一丸となって8月の豪雨の復旧に取り組んでいますことを一市民として心より感謝を申し上げます。先日は、岸田首相が村上へ来られ、現場の被害状況を確認され、私は大変よかったと思います。これから市民のためにどうぞ頑張ってください。

1、8月豪雨による災害について。8月3日、4日と県北地域に降った記録的大雨のため、関川村、村上市全域に大きな被害が発生しました。このため、県はいち早く自衛隊に災害派遣を要請し、村上市、胎内市、関川村に災害救助法を適用しました。県北地域は、55年前の昭和42年8月28日、いわゆる羽越水害では、死者・行方不明者が県内では134人、家屋の全壊、流出が1,235棟にも及ぶ甚大な被害に遭いました。このたびの災害では、その教訓が活かされているものと考えますが、以下について伺います。

①、今回の災害では、幸いにして一人の人命も失うことはありませんでしたが、その理由をどう分析していますか。

②、荒川地区の水道の通水について、当初の見通しより遅れた理由について伺います。

③、激甚災害指定を受けると復旧工事に対する国の財政措置はどのようになりますか。

④、今回の8月の豪雨から村上市が特に教訓を得た点をお聞きします。

⑤、砂防ダムの機能を維持するため、維持管理として堆積した土砂を除去することについてどのように考えますか。

2、被災した漁業協同組合への支援について。三面川鮭産漁業協同組合では、3日夜、豪雨と三面ダムの緊急放流によりふ化場が濁流にのみ込まれ、11万6,000匹のサクラマスが流され、荒川漁業協同組合でも同様に6,000匹のサクラマスが被害を受けたとの報道がありました。三面川鮭産漁業協同組合も荒川漁業協同組合も村上市にとって大切な組織です。復旧に対する財政支援についてのお考えを伺います。

答弁した後、再質問させていただきます。

○議長（三田敏秋君） 市長。

[市長 高橋邦芳君登壇]

○市長（高橋邦芳君） それでは、山田議員の2項目のご質問につきまして、順次お答えをさせていただきます。

最初に、1項目め、8月豪雨による災害についての1点目、人命を失うことがなかったことをどう分析しているかとお尋ねについてでございますが、先ほどの富樫議員の一般質問でもお答えをいたしました。8月3日からの大雨では、村上市藤沢、坂町観測所において1時間に152ミリ、24時間雨量は県内観測史上最高となる560ミリに達する大雨となりました。現在被害からの早急な市民生活の再建、被災箇所の復旧・復興に全力で取り組んでいるところでありまして、具体的な検証作業に着手するまでには至っておりませんが、昭和42年8月の羽越水害を経験した方々の教訓や安全な市民生活の基盤となるインフラの整備が進んだこと、各集落等において自主防災組織や消防団が連携して住民の適切な避難行動を促したことにより人命を守ることができたと考えているところであります。

次に、2点目、荒川地区の水道の通水が当初の見通しより遅れた理由はとのお尋ねについてでございますが、荒川地域の上水道につきましては、荒川地域全域を給水区域とし、荒島浄水場において水道水を供給しております。8月3日からの大雨により、4日早朝に荒川地域全域で断水が発生をいたしました。断水の原因につきましては、国道113号脇に設置している水道管の幹線が流木により損傷し、大規模な漏水が発生したことによるものであります。断水発生当初、荒島浄水場と配水池の施設点検をした際には、大雨による影響は少ないと判断し、通水を行ったわけではありますが、その後で大規模な漏水が発生していることが判明し、再び断水することとなったものであります。その後、応急復旧を進め、試験通水区域を順次拡大しながら、8月7日の時点で荒川地域全域で生活用水をご使用いただけるようになりました。8月9日には飲用水としてもご使用いただけるようになったところであります。現状、応急復旧での供給でありますので、本復旧に向けて作業を進めているところであります。

次に、3点目、激甚災害指定を受けると復旧工事に対する国の財政措置はどうかとお尋ねについてでございますが、財政措置については大きく分けて2つ示されております。1つ目は、道路、下水道、学校など公共施設の災害復旧事業や農地・農業用施設、林道などの災害復旧事業の国庫補助率について、おおむね1割から2割程度のかさ上げ措置が講じられるとされております。2つ目は、国庫補助の対象とならない小規模な復旧事業に対して、交付税の算入率の高い有利な起債を充当できる制度が適用されることとなっております。

次に、4点目、今回特に教訓を得た点はとのお尋ねについてでございますが、現在本市では被災された方々の生活再建に向けて全力で取組を進めているところであり、検証作業には至っておりません。現時点で教訓を得た事柄について申し上げることはできないわけではありますが、少なくともこれまで積み重ねて取り組んでまいりました防災訓練や防災出前講座など、日頃から日常的に防災

意識の向上に取り組んできたことが避難の際的的確で迅速な行動につながったものと考えているところであります。こうした要因により、甚大な被害が発生する中で人命を失うといった最悪の事態を回避できたのではないかと考えているところであります。

次に、5点目、砂防ダムの維持管理として堆積した土砂を撤去することについてどのようにお考えかとのお尋ねについてでございますが、山間部の川などに設置される施設としては、土砂をせき止める砂防ダムと土砂の流出を防ぐ治山ダムがあるわけでありますが、それぞれの目的、役割により設置されているところであります。砂防ダム・治山ダム、いずれも土砂等の堆積により満杯になると、ダム施設の上流部の勾配が緩くなることで、急激な土砂の流出による災害を防止する調整機能が維持される構造となっております。こうしたことから、通常はダムに堆積した土砂の撤去は行わず、土砂災害を防止する施設として活用することとなるわけでありますが、砂防ダム・治山ダムともに流木等が多く堆積した場合などには緊急的に除去を行う場合があります、このたび県において両ダムの堆砂状況の確認を行ったところであります。施設の状況によって必要と判断された場合には、土砂の撤去が行われることとなります。

次に、2項目め、被災した漁業協同組合への支援についての復旧に対する財政支援策についてお考えはとのお尋ねについてでございますが、このたびの大雨により内水面の被害は、三面川鮭産漁業協同組合並びに荒川漁業協同組合の両漁協でサクラマスなどの稚魚・親魚が流出、死滅するといった大きな被害がありました。加えて、三面川鮭産漁業協同組合では、漁協事務所、飼育施設が床上浸水したことにより、冷凍冷蔵庫設備等が被害を受け、荒川漁業協同組合では鮭を捕獲する一括採捕オリが土砂に埋没する被害に遭いました。また、大川漁業協同組合でもウライ施設が海に流出する被害がありました。被災した漁協に対する支援といたしましては、養魚購入費及び被害施設の復旧に要する経費について、国・県の補助制度に上乘せする形で支援を考えているところであります。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） 山田勉君。

○21番（山田 勉君） ありがとうございます。荒川は、55年前の羽越水害の教訓から、荒川の樹木を伐採したり、川幅を広くしたり、ハード面を整備した結果、水位が下がり、堤防は決壊しなかったと言われていますが、いや、まさかこんななるとは思っていませんでしたが、これだけやったのにやっぱりこれだけまた被害が出たということで、これからどんなふうな考えありますか。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（須貝民雄君） このたび国土強靱化の3か年緊急対策ですとか5か年の加速化対策の中で、国、そして県の管理河川については、土砂、流木の撤去を進めていただいております。その効果は、十分あったものというふうに考えております。

○議長（三田敏秋君） 山田勉君。

○21番（山田 勉君） いや、本当にまさかここまでいくとは思いませんでしたけれども、私も113号をずっと一回りしたら、もう電車も通れない、米坂線も通れない、トンネルの上は瓦礫の山で、あれ大変だなと、一、二年はかかるのではないかと思うようになりましたけれども、今後やっぱり国の、また県の指導があれば早急に、皆さんの足となる米坂線も通れるのではないかと思います、これからまた大変でしょうけれども、頑張っしてほしいと思います。

それと、今回の場合、荒川の一部地区や坂町駅前では床上浸水の被害が相当多く出ました。今後大雨が降っても床上浸水にならない安全地区にするために、どのような対策を考えられますか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 先ほど申し上げましたとおり、今回記録的な豪雨でありました。計画水量を上回る大幅な流入があったということで、内水氾濫的な状況、これもまたこれからの検証になりますので、検証を待つことになるわけでありまして、そうしたときに1級、2級の河川については昭和42年の羽越水害の教訓を生かして、しっかりとしたインフラの整備が行われておりますが、他方、市内に多数存在いたします中小の小規模な河川、また普通河川、このところが越水をしたり、溢水をしているという状況が多数見られました。その結果として、市内全域、広範囲にわたって浸水被害が発生をした、そういう状況であります。特に坂町駅周辺につきましては、それが顕著な状況だったということでもあります。したがって、この部分を今後どうしていくのかということは非常に重要な課題だというふうに思っておりますので、これまでの計画雨量、それを上回る状況だったというふうに推測はできるわけでありまして、そこにどう対応していくかということ、現在国・県のほうにも少しその状況について私からお知らせをさせていただいております。今回激甚災害の指定ということの方向性打ち出させていただいておりますけれども、あくまでも原状復旧ということではありますが、原状復旧するとまた同規模の内水氾濫が起きたときには同様の被害を被るということになりますので、それを予防していく、防止していく、それを減じていく、この作業が必要だというふうに思っておりますので、そうした立てつけでこれから検証作業含めて復旧に当たっていくべきだろうと思っておりますので、そのところについては市、また国・県と連携をできるように、私のほうからしっかりとお伝えをしながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 山田勉君。

○21番（山田 勉君） 本当にこれから大変だと思います。私も地元が坂町なものですから、ちょうど大雨のとき鳥川のほう見てまいりました。そうしましたら、JRの橋、あそこに大きい倒木とか機材とかいっぱい入って入って、水がもうそこで遮断されているのです。いや、これでは駄目だなと思って、そのほかに下流に橋が2か所ありますから、もうそこへはまっているわけですから、水はどんどん上から流れるわ、水がもうあふれるばかりでした。それから、今現在新しい橋を、病院まで行く橋ができていますが、またちょっと低いのではないかなと思うのだけれども、橋はああ

いうふうにもう固定しているわけですから、水が流れるようにするには当然川を広げるか、もう一つ川をつくるか、何とかしなければ、大雨が何回か来ました、またこんなこと繰り返すのかななんて思っていましたけれども、この点はやっぱり早急にやってほしいと思いますが、また県と国の補助もあるでしょうけれども、どんな考えですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 先ほど申し上げましたとおり、今回は計画雨量を相当数超える状況でありました。では、果たしてその状況を見通した形でハードの整備をしてあったのか、これ非常にしっかりと検証しなければなりません。また、それが必要なかどうかということも。これだけ激甚化する災害が頻繁に起こっているという状況は、もう既に100年に1回、1,000年に1回という基準、これをターゲットにしなければならぬだろうというふうには思っているのですが、では果たしてそれが法的にしっかりと制度設計できるかということ、これも大きなハードルになりますので、ただこれは被災した自治体としてしっかりと伝えていかなければならないというふうに思っております。その意味において、今現状のハードの整備の中で、例えば流下速度を一定程度確保する、流量を一定程度確保する、そのためには何が必要かということ、これは専門的な知見で検証していくということが必要になると思いますので、そうした作業を早急に進めていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 山田勉君。

○21番（山田 勉君） 大きい一級河川ですから、反対に下水道の川といたしましうか、坂町駅前何か所も川あるのですが、その中でやっぱり毎回川がよどんで、雨が降るたびに上がるというところも現にあるのです。こういうのは、もう国の指定よりも、まず担当者が行って、その現場を見て、荒川時代からですけれども、もうJRまで川が流れるところも必ず今よりも少なくとも上がるのです。こういうところは、やっぱり早急に直してもらいたいと思いますけれども、担当者はどんな考えでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 私も数次にわたって、坂町エリアだけではないですけれども、市全域にわたって、必ず少しでも雨が降ると増水をするというようなところ把握をさせていただいております。それについて、気づいたところ、できることについては、その年度内中にすぐにしゅんせつであったり、河川内の雑木の撤去であったり、そういう取組を進めてきておりますし、また県にもご要望申し上げて、やっていただいているという状況があります。ですから、そういうところを含めて、これだけ多くある河川、同時にスタートできればいいのですけれども、優先順位というものをやっぱり想定しなければならぬというところがありますので、そこを少し加速できるような形で対応できる、そういった仕組み、例えば経費的にそういうものがしっかりと手当てがされるとか、今回国土強靱化5か年の加速化対策の中でそういった激甚災害に備える予防防災ということに取り組ん

でいるわけでありますから、そういったところも含めて国・県としっかり連携をしながら対応していきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 山田勉君。

○21番（山田 勉君） 大沢川と沢田川、それからそのほか同じような川がいっぱいあるのですが、やっぱりそこを、下水道なのですけれども、もうすぐ雨が降るとみんな、あっ、これ上がるなというのが推測で、私も藤沢の区長のところ行って、「大丈夫でしたか」、「いや、ここは雨降るたびに上がるんで、何回言っても駄目なんです」と言われまして、荒川時代からだから、果たしてどうなのかななんて思って、あれなのですけれども、やっぱり合併してから全く同じ工事はできませんか。

○議長（三田敏秋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（稲垣秀和君） これまでも過去に坂町駅前周辺のほうで建物のほうへ浸水するという被害が起こっておりまして、現在都市計画道路東大通り線のほうに雨水渠を、雨水の幹線を整備してございます。街路事業と併せての整備となっておりますが、その幹線が烏川のほうへ抜けますと、ある程度市街地での浸水は解消されるものと思っております。

○議長（三田敏秋君） 山田勉君。

○21番（山田 勉君） これは、荒川、合併する前の時代からですから、早急にやっぱり考えてほしいと思いますが、烏川を改修すればどうのこうのではなくて、もう下水道ですから、ここを何とかして、雨降るたびに上がらないように、何とかひとつお願いしたいと思います。

それから、たまたま私もお店をやっている関係で、野菜売っているところとか酒屋とかケーキ屋だとかお菓子屋さんが「私どもは何にも補助はないんですか」というような、私言われたのですけれども、「いや、いろいろそのうちに出るんじゃないの」とは言ったけれども、こういう飲食店も含めて、何か補助はやっぱり考えているのですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） これまで度々申し上げておりますし、また記者会見の中でも申し上げておりますけれども、確かに住家を中心にして今回の生活再建支援法、それと災害救助法、この立てつけは人命優先、市民の皆さんの生活優先という形になるわけでありまして、事業を支援する仕組みがないではないか、そのとおりなのです。ですから、これまでも谷防災担当大臣にも申し上げました。岸田総理にも申し上げました。過去の災害の中でその災害に対して制度を構築したよという仕組みになっているわけなのですけれども、事業者に対する事業継続のための給付型の補助金、こういうものの制度がありますので、ぜひ何とかそれを今回の激甚災害指定に合わせて指定をいただきたいというお話は度々申し上げております。これにつきましては、国と県と今検討していただいている状況になっておりますので、さらにそれ実現に向けて取り組んでいきたいなというふうに思っております。それが実現した場合は、そういった支援が公的に受けられるという仕組みになります。そ

れと併せて、先ほど富樫議員のご答弁でも申し上げさせていただいたわけでありますが、事業を継続するためにやっぱりお金も入り用になります。そうしたときの信用保証料の補給については、100%市が今させていただくというふうな形でアナウンスをさせていただいておりますし、ただコロナ禍の中で持続化給付金とセットになってきている状況もありますので、この部分については金融機関ともいろいろと議論させていただいているところなのですけれども、しっかりと必ず事業が継続されるのだという見通し、先ほどの復興見通しではありませんけれども、そういうものがなければなかなか、よし、頑張っってやっっていこうという気持ちにもならないというふうに思っておりますので、そのところにはしっかりと寄り添えるような制度を用意したいなというふうに思っておりますので、これからしっかりとまたその検討についても含めて進めていきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 山田勉君。

○21番（山田 勉君） よろしくお願ひします。

それと、今荒川に原信というスーパーができて、その後ろに何軒もうち建ちました。それは、学校は近い、駅は近い、役場が近いということで大勢の方が、すぐ満杯になって、これから返済するというとき、泥水でもう畳は駄目、畳を剥がしたら板は駄目って。そうすると、今度次から返済に向かうわけです。当然やっぱり現金あれば現金で払えばいいのでしょうけれども、みんなそれなりの借金して、今度毎月返済するわけですが、恐らく中にはとつても払えないという人も出てくると思うのですが、そういう場合、市のほうでも何かいい案がございませんか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 現在生活再建支援法の立てつけの中で生活再建のための支援金、これを給付する形になっております。これ議員今お話があったとおり、相当規模で浸水している場合については国で最大300万円、県と市で合わせて100万円のかさ上げ分という形で、最大400万円、これ全壊のケースでありますけれども、出るわけでありまして。以下、少しずつ額は下がりますけれども、判定に基づいて出ます。それで当面の生活を取り戻すための作業に使っていただける仕組みがあります。建物の返済の部分については、これ私有財産になるわけでありまして、そのところをどう手当てしていくのかということは、現状今ないというふうに思っておりますが、ただ全体として生活をしている中で、やっぱり被災をしてお金もかかります。いろんなものが入り用になりますので、その部分については、例えば手数料ですとか税でありますとか、そういうものについては減免措置を講じながら生活をしていただくということになるわけでありまして、現状今そういうメニューで対応させていただくということになります。私有財産は、全くもって返済の部分についてどう市がタッチしていくのかというのは、現状、今までもそういうケースってなかったと思いますので、それはご自身の財産をどうこれから維持していくのかということになるのかなというふうに思っております。ただ、いろんなケースありますので、今相談窓口も開いておりますので、ご相談をいただければなというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 山田勉君。

○21番（山田 勉君） これからやっぱりそういう問題もだんだん出て、いや、せっかく新しいうち買って、家族でやっと楽しくいけるところへ大雨が来て、これから返済できないという人もやっぱり出ていると思うのですが、どうか相談に乗ってあげて、そういうときはどうかひとついい方向に持って行っていただければと思います。

それから、仮設住宅につきましてお伺いします。公民館裏の駐車場にモバイルハウス型36棟、9月の中旬の予定ということで、原則最長2年間ということ言っておられましたけれども、ただ問題は、災害に遭った方は自分のところへ建てるなんていうのは、ちょっとこれから、大量の泥が上に残っていますから、また山が崩れたり、何あるかまだ分かりません。そこで、2年間というのは少ないのではないですか。では、そうすれば思い切ってそこを撤去してもらってうちを建てよう、それで借金してやろうと行って、そこへまた大雨降ったなんていうと大変なことになるのですが、その点はどんな考えですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 現状をやっている作業を申し上げますと、やはりダメージを受けたところは復旧をします。そうしなければ、そこを住家として使えませんので。お気持ちの中で、昭和42年の災害、それと今回の災害ということで2回も被災しているという状況の中で、なかなかあそこでというお気持ちになりにくい方がいらっしゃるのもお聞きをしております。ただ、自分が生まれ育ったふるさとにしっかり戻りたい、そのためにはしっかりと復旧をして安全を確保してもらいたいというご意見もあります。ですから、そのこのところを丁寧にこれからお話をさせていただかねばならないというのは、これからこの先の作業だというふうに思っております。その上で、現在の災害救助法の立てつけの中で2年間ということになっているわけでありますので、それはそういった意味を含めて、応急復旧が終わってそこが安全になって暮らすことができるようになった、将来的にここでコミュニティが形成されるというところの期間を長く取るわけにはいかないわけです。一刻も早く市民の皆さんに安心したところで拠点を確保してもらいたいということでありますから、それで2年間。ただ、これまでの災害見ますと、2年を超えてそれが延びていっているケースもあります。様々なケースがあると思いますので、我々はまずもって市民の皆さんがどういう形で生活拠点を確保していくのか、これに対してどういうふうな支援ができるのかということをお早急にメニューとしてつくり上げて、それをお話をしていくと。それで、一刻も早く平時の状態を取り戻していただいて、日常的な生活に向かって行っていただきたいということでありますので、期間云々でなくて、しっかり全速力でやっていくということなのだろうというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 山田勉君。

○21番（山田 勉君） それこそケース・バイ・ケースで、果たしてそれが、では2年以内でやろうということで家族で決めてやる人もいるかもしれませんけれども、中には大変な人もいます。

ので、そのときはどうか相談して、いい方向に持って行っていただければと思います。

それから、みなし仮設ということで55軒用意して、6か月ということで、この中身についてちょっと教えていただけますか。

○議長（三田敏秋君） 都市計画課長。

○都市計画課長（大西 敏君） みなし仮設といいますのがいわゆる民間賃貸住宅、アパートであったり、貸し家であったりであります。県のほうで対応、事業主体が県ですので、用意して、用意といますか、県の応急仮設住宅として不動産会社のほうで協力できるものということで募ったところ、約55軒、その発表当時ございまして、村上市内もあります。胎内市、あと新発田市等の民間でのアパートのリストを提供していただいているのがその当時55軒ほどございました。順次このたびの応急修理に合わせまして、1か月以上必要になるということで、買上げにつきましても県のほうに報告し、随時許可となっているというふう聞いております。

○議長（三田敏秋君） 山田勉君。

○21番（山田 勉君） これは、6か月以上は駄目ということですか。6か月以内ということで。

○議長（三田敏秋君） 都市計画課長。

○都市計画課長（大西 敏君） 6か月以内であり、かつ応急修理期間ということになります。

○議長（三田敏秋君） 山田勉君。

○21番（山田 勉君） それでは、次の三面川の稚魚が結果的にあれなものだから、その応急措置としてそのいなくなった分を補助してもらえるとということでもいいのですか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小川良和君） 流出されましたサクラマス等の養魚については、各漁協さんのほうで確保していただくこととなります。ただ、その購入費について国・県の補助事業を活用しながら、そこに市が上乘せをした形で支援をしていくという形になりますので、まず前段といたしまして、各漁協さんのほうで養魚の確保をしていただくという形になります。

○議長（三田敏秋君） 山田勉君。

○21番（山田 勉君） それでは、サクラマスが稚魚になり、成長するまで何年ぐらいかかるのですか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小川良和君） 1年から2年で採卵がされるということで、一応各漁協さんとしては3年魚までを養魚していたというふうにお聞きしております。

○議長（三田敏秋君） 山田勉君。

○21番（山田 勉君） 被害を受けた、流されたサクラマスでなく、三面川の鮭の稚魚と誤った報道もありましたということなのですが、心配しているのは、鮭が流されたというような話もあるのですが、そういうことはどんなふうに皆さんに報道しますか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小川良和君） 被害状況については、県からの報道もありますし、市長の記者会見等での資料配付の中でもしておりますが、鮭というふうなことではなく、あくまでもサクラマスというふうな形で資料提供されておりますので、それは見られた方の勘違いか何かではないかと思えます。

○議長（三田敏秋君） 山田勉君。

○21番（山田 勉君） テレビ報道で言ったということである方からお話があったものだから、それを付け加えて言ったのですが、そこはそういうふうに再度広報でも流しますか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小川良和君） こちらの報道につきましては、市長の会見何度か行っておりますし、県からもしておりますので、改めてこの分についてこの時点で訂正とかというふうな形の報道はする予定はございません。

○議長（三田敏秋君） 山田勉君。

○21番（山田 勉君） これからまだまだ、市長をはじめ、市の職員はみんな大変だと思えますが、村上の市民のためにどうぞ今以上に頑張ってもらいたいと思えます。

以上で一般質問終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで山田勉君の一般質問を終わります。

昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午前11時37分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（三田敏秋君） 次に、14番、川村敏晴君の一般質問を許します。

14番、川村敏晴君。（拍手）

[14番 川村敏晴君登壇]

○14番（川村敏晴君） 令和新風会の川村敏晴でございます。

まずもって、今回の豪雨災害で被災され、家屋、家財や農地等の大切な資産が多大な損害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。そして、被害発生当時より被害者支援のために、昼に夜に休日を返上して各部署で救済業務に当たられております市職員の方々、そして市内外から被災者支援にご尽力いただいております方々に対しまして、心から感謝を申し上げながら、本日は被災された皆様の不安な気持ちに幾らかでも希望の光が見えるような質問にしたいと思い、質問させていただきます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。8月3日からの豪雨に伴う災害への対応についてお伺いします。被災された方々におかれましては、今後の生活再建をどのように進めていくべきか深く悩まれ、大きな不安を抱えている方が多いものと推察するところでございます。国・県、そして村上市がこの大災害に対する復興をどのように進めるのか、今後再び起こるかもしれない大災害に対してどのように対策を進めていくのか、下記の項目について伺います。

①、発災直後から復興に至るまで、その時々で優先すべきと考えられる事項についてお聞かせください。

②、被害の多くは山間地において、特に谷あいから大量の土砂や倒木等が住宅地へ押し流されてきたことが家屋被害や道路、のり面等の崩壊被害につながったように思われます。流出した土砂や倒木等の処理については、誰がどのような処理をされる計画なのかお聞かせください。また、被災された方の住宅事情もありますが、敷地内に流れ込んだ土砂や大型の石等の処理には、人力では対処し切れない状況もあると聞きます。重機による除去が必要な方々に対する対処についてはどのようなお考えでいるかお伺いします。

③、広範囲に避難指示が発令され、各地区の公共施設へ避難された方が大勢いますが、避難の際使用した車が避難所施設の駐車場で水没し、全損となる事態がかなり発生したと聞いています。このような状況に対する村上市の対応についてお聞かせください。

④、村上市の指定緊急避難場所は、災害の種類によって選定されますが、今回の災害を受けて見直しをする考えがございませうか。お聞かせください。

⑤、今回の災害では、多くの家屋や家財などが被災し、市から罹災証明書・被災証明書が発行されています。これらの証明書の活用方法についてお聞かせ願います。

市長答弁の後、関連について再質問をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） それでは、川村敏晴議員のご質問につきましてお答えをさせていただきます。

8月3日からの豪雨に伴う災害への対応についての1点目、発災直後から復興に至るまで、その時々で優先すべきことはとのお尋ねについてでございますが、発災直後の段階では、まずは市民の皆様への身の安全が最優先されるわけでありまして、災害の発生のおそれがあると把握した段階で、事前の避難を確実にできるような正確な情報を逐次お届けしながら、災害の発生に備えることは非常に重要であると考えているところであります。その上で、発災直後には人命確保を最優先に対応するとともに、災害の発生による被災状況の把握に努めることが重要となります。これにより要救助者の把握と迅速な救助活動につなげていくことが重要となります。加えて、被災状況を把握することにより二次災害を防ぐための措置を緊急に講ずることが重要であると考えております。その後、避難した皆様には日常の生活から一変した避難所での生活をお願いすることになりますので、時間

の経過とともに変化するニーズに合わせた物資等の支援はもちろんですが、心のケアといった対応についても非常に重要な局面を迎えることとなると考えております。これと並行しながら、被災された皆様の生活を再建するための道筋を明らかにしていくことも重要となります。このことから、被災した住家等の建物被害調査やこれに基づく罹災証明書の発行などを進める必要があります。このたびの災害に際しては、チームにいがた、そして福島県からの応援をいただきながら、発災から1か月という極めて短期間で罹災証明書の交付を終えることができたわけでありましたが、先日9月4日にチームにいがたの支援業務については完了したところであります。私からは、直接チームにいがたの皆様にお礼を申し上げるとともに、チームにいがたの活動を直接指揮していただいた新潟大学の田村教授、富山大学の井ノ口准教授に感謝の意をお伝えを申し上げたところであります。このフェーズから住宅の修理や再建に向けた取組がスタートしますので、これらに係る支援策を順次講じていくこととなりますが、実際に復旧作業に当たられる関係事業者との連携も重要となります。加えて、依然として搬入が続く災害廃棄物への対応も非常に重要であります。発災後1か月あまりを経過して、既に1,400トンを超える災害廃棄物が発生している状況であります。平時の廃棄物処理能力に支障を来すことのないよう対応を進めることが重要となります。このように発災後は、時間の経過とともに必要となる施策が大きく変化し続けます。市民の皆様の日常を取り戻すための生活再建、事業経営の再開、農地や林地の復旧、道路や公共施設等の復旧といったようにそれぞれのフェーズに合わせ、必要なタイミングで必要な施策をちゅうちょなく講ずるといったことが重要であると考えているところであります。

次に、2点目、流出した土砂や倒木等の処理について、また住宅敷地内における重機による土砂等の除去についてのお尋ねについてでございますが、流出した土砂等の処理については、基本的にその土地の所有者や管理者において処理をお願いすることとなりますが、流出土砂が河川・道路・農地・住宅地など広い範囲に一体的に堆積している箇所につきましては、現地の状況を確認した上で関係者と協議し、処理を進めているところであります。住宅敷地内における重機による土砂等の除去につきましては、市道の土砂撤去や林地、のり面の応急復旧の際に使用する重機で除去ができる範囲については除去を行っているほか、重機ボランティア団体の方々のご協力を得ながら除去を行っているところであります。引き続き応急復旧工事等を進める際に必要が生じることが見込まれますので、ただいま申し上げた手法で対応してまいりたいと考えているところであります。

次に、3点目、避難施設の駐車場で水没した車両についての対応はとのお尋ねについてでございますが、災害の発生のおそれがある場合、また災害発生時、その後の避難所への誘導につきましては、人命及び身体の保護を最優先に行うこととなります。このたびの災害において避難に使用した車両が避難所の駐車場において浸水被害を受ける結果となったケースがありましたが、現状こうした場合の支援制度はないわけでありまして。こうしたことから、現時点では車両の所有者が加入する損害保険等でご対応いただくこととなります。その上で、このたびの大雨による浸水被害を受けた

車両が相当数あることが確認されておりますので、被災された市民の皆様の生活再建の観点から何らかの支援策を講ずることはできないか、現在検討をいたしているところであります。

次に、4点目、村上市指定緊急避難所について、今回の災害を受けて見直しのお考えはどのお尋ねについてでございますが、平成25年の災害対策基本法の改正により避難所の指定基準が定められ、令和3年の改正により避難行動の見直しが行われたことにより、昨年度、市の避難所の見直しを行ったところであります。見直しの際、指定緊急避難所については、ライフラインが整い、災害リスクの少ない公共施設を優先して指定したところであります。そうした中、今回の大雨による災害については、今後検証を進めることとなるわけではありますが、その検証の結果に基づき、必要な場合には避難所の見直しも行うこととなると考えているところであります。

次に、5点目、罹災証明書・被災証明書の活用方法はどのお尋ねについてでございますが、先ほどの富樫議員の一般質問でもお答えをいたしました。罹災証明書の交付を受けた方につきましては、被害判定区分に応じて被災者生活再建支援金や災害見舞金の支給、災害義援金の配分、災害援護資金の貸付け、住宅の建築、補修などの支援、被服・寝具など生活用品の給与、市税等の減免、保育料や保育園の副食費、学童保育利用料、病児保育センターの使用料の減免、小・中学生には教科書や学用品等の給与などの支援が受けられることとなります。被災証明書についてでございますが、罹災証明書の対象とならない建物や家財、車などが被災した場合に交付する証明書であります。被害の程度を証明する罹災証明書とは異なり、被災した状況を自治体に届け出たという行為を証明するものであるため、特に使用目的が定まっているものではありません。活用方法といたしましては、災害による損害保険の保険金請求や自動車の廃車手続、事業者の方においては融資の申込みや借入金繰延べ返済などの際に使われているとお聞きをいたしております。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○14番（川村敏晴君） ご答弁ありがとうございました。午前中、お二人の議員の質問の答弁にかぶるところは避けて質問させていただきたいと、このように考えておりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、①の件でございます。今後の地域復興に関する優先順位というふうな言い方もあまり、私もどうかとは思ったのですが、今市長ご答弁いただいたほぼほぼ同時進行していかなければならない項目ばかりだと、こんなふうに率直に感じておりますが、今9月半ばということで、早ければ11月には降雪を見ることとなります。今年度の冬の到来、いつになるかちょっと予想もつきませんけれども、やはり気になるのは除雪路線の道路の大型倒壊箇所、これ車の運行上、非常に危険であると考えられるところが、荒川地区しかよく見ていませんけれども、何か所もござひます。また、宅地ののり面の崩壊の心配、これも降雪により何らかの影響が考えられます。また、今ご答弁にもありましたように、災害ごみの処理場、これ荒川のグリーンパーク、スポーツ公園の駐車場で

ございますが、だんだん涼しくなってきましたが、当初やはり暑さで異臭も若干感じてきているところでありますし、膨大な量の処理、こんなものが雪を挟んで、来春通常の活用ができるものかどうかというふうなことで心配をしている中での①番の質問となったわけでありましてけれども、これらを総括して、どこをどのように進めていくのか、特にまた雪を前にして、そういう意味で優先的な対応というふうな聞き方をさせていただいたのですけれども、その辺についてのもうちょっと踏み込んだご答弁をいただければと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 発災直後からの状況につきまして、タイムラインに沿いながらお話を申し上げさせていただきました。先ほどご答弁申し上げましたとおりいろんな物事が、同時進行させなければならぬケースがたくさんあります。その中で、特に降雪につきましては我々も非常に実は懸念をしているところであります。河川等、渇水期に作業ができるケースもありますけれども、降雪によって作業ができないケース、特に今住家の皆様方、床板剥いで乾燥していただいておりますけれども、果たしてそれがしっかりと復旧できて、この冬に向かうことができるのかというふうな部分は、せんだっての各事業者さんとのお話の中でも少し私のほうからお話をさせていただいたところであります。そういう意味においては、非常にそこが懸念されているなということですので、あと降雪期まで限られた時間しかありませんので、その中でどこまで何をどうしていくのかというのは、しっかり進めていく必要があるなというふうに思っております。ですから、まずはそこを加速させていく。結果として、市民の皆さんの生活の再建、その基盤をまずしっかりと見通しが立つような形にしていくということが今最も求められることなのではないかなというふうに感じているところであります。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○14番（川村敏晴君） 復旧直後、災害被災直後から復旧を目指して、通常であれば測量等の設計にもう既に入って、発注時期に来ているのかなというふうには思っていたのですけれども、今おっしゃられた箇所で工事の発注の見通しが立っているようなところはございませんか。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（須貝民雄君） 建設課のほうで所管しております市道ですとか河川、所管施設の災害復旧の関係になりますが、公共土木施設の災害復旧事業ということで国から補助金を受ける部分については、今現在査定の時期が10月の中旬ぐらいからというお話も伺っておりましたので、それに向けて現在測量設計を進めている段階であります。査定後、速やかに発注できるように努めてまいりますし、それ以外、市の単独事業として行うべきものについても、今現在測量設計を進めて、順次発注に向けた準備を進めておりますので、先ほど降雪の話もありましたが、その辺は建設課としましても非常に心配している部分でありますので、なるべく早めに復旧・復興につながるよう努力してまいりたいと考えております。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○14番（川村敏晴君） 冒頭にも申し上げたとおり、不眠不休で復興事業に当たられている皆様にさらに拍車をかけるような物言いになってしましまして誠にあれですけれども、事情が事情ですので、ぜひとも頑張って早期発注につながるよう進めていただきたいと思います。

ごみ処理の件であれなのですが、私も気になって処理業者さんとのいろいろお聞きをしている中で、当初はやはりいわゆるパッカー車というのですか、ああいうのを、要は通常燃えるごみを収集するようなときに使うパッカー車などは、新潟市やそれぞれごみ処理組合のほうからかなりの台数が支援で持ち込まれていたと聞いておりますが、いかんせん手作業で、1日1台1往復くらいしかできなかったというふうな中で、大型機械を導入するとかなり迅速に処理ができるという話も出ていたということで、今現在見ても可燃ごみのようなのは随分減ったなと思いますけれども、大きな畳だとかああいうものがまだ当初よりそんなに減っていないというふうな感覚で見ているのですが、冬になる前というふうなことを考えれば、そういう大型処理機というのか、粉碎機といいますか、そんなのを使って車両にどんどん機械的に積み込んで、受入れ先の問題もあるのかとは思いますが、そういう戦術を考えているというふうなことは、現段階ではどうなのでしょう。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 現在、新潟県の災害廃棄物等処理に係る相互応援に関する協定、これに基づいて、実は新潟市の処理施設、それと長岡市の処理施設、この2か所に応援要請をしています。議員ご指摘のとおり、可燃ごみについては随分減ったのですけれども、これでも日当たり35トンペースで、私どもの処理施設と同時に対応をさせていただいて、今あの状況になっているということでもあります。金属等の災害廃棄物につきましては地元の業者さんをお願いをしながら、また木くず等につきましても地元の事業者さんをお願いをしながら、今それは回している状況であります。畳につきましては、私どもでも処理をしますし、応援をさせていただいているところにも送って処理をするということになりますが、受入れのボリュームが限られております。当然平時の処理能力、それを超える形をお願いをしていく格好になるものですから、そのキャパシティの問題があるというのがまず1点。それと、家電のごみのうち冷蔵庫等につきましても、非常に実は難儀をしております。中身が残ったままというような状況もありますので、その辺の処理も含めてこれから対応していくということなのですが、原課に聞きましたら、なかなか今この見通しが立たないという状況だというふうに現在認識をしておりますが、議員ご指摘のとおり、降雪時にその作業が継続できるのか、また来シーズン以降、あの仮置場がどういう状況になるのか、これは我々にとりましても死活の問題でありますので、しっかりとこれからその検証を加えて、処理の方法を何とか早められるような努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○14番（川村敏晴君） 荒川地区のことばかり言うようで大変恐縮ですけれども、あそこは駐車場に

車止めて、各スポーツ施設、小・中学生も有効に使えるような施設でありますので、屋内被害を受けた地元の小学校やグラウンド被害出た中学もあります。グラウンド施設そのものは何とか使える、野球場が少し土砂入りしましたけれども、そんなことで来シーズン学校で不足のところを運動公園でというふうな活用ができればありがたいなという思いで聞かせていただきましたが、ぜひともいろんな知恵を出して処理していただきたいなと、このようにお願いしておきます。

次、③でございますが、ここで一番私気にしているのが、先ほど市長も答弁されていたように、広範囲に土砂被害が発生したところについては、災害救助法等の活用で広く復旧工事が行えるというふうなことというふうに理解して聞いていましたが、個別の部分についてはになりますけれども、ここについて、実は数日前に荒川地区のほうの「あら、ほっ」のほうで、被害を受けた住宅等の処理だとか対応について話があったので、ちょっと私も傍聴に行きましたが、そのときに全国の災害地をボランティア活動で、熊本地震だとか広島土砂災害だとか、あの辺訪問していろんな提言をなさっている長岡技術大学の先生がいらっしゃってまして、その方にいろいろ細かい話をお聞きして、その後も対応についての情報提供、メール等でいただいています。非常に悩ましいのは、朝早く貝附、花立、荒島、梨木等ののり面崩壊等、また裏庭の土砂流入されたところなどをちょっと一緒に見ていただいて、いい方法はないものかというふうなことでいろいろお話を聞いてまいりましたが、直接的に1つの救済法で処理するにはあまりにも件数が少ないだとか、いろんな見方があると。ただ、被害の規模からすると、個人の能力でどうこうできる状態でないですよというふうな捉え方の中で、その先生が広島だとかいろんなところの被害見て、その地域の自治体の方にいろんなご提言なされたというふうな経験の中で、やはり地域の国会議員の先生、県会議員の先生、それから自治体の皆さん、職員の方がいろんな法律等を勉強した上で、政治的な動きをするというところで、午前中のご答弁にもありましたが、災害地域の特有な対応、制度を構築して処理を進めてきているという事例があると。そんなところを、市長も当然ご承知であるという前提ですが、ぜひともここは地元の国会議員、県会議員に同行して、ぜひとも国の支援を持ってこれるような、この地区に合った支援制度を早急につくっていただき、個々の個人宅では対応できないような被害を何とか救済できる道筋をつくっていただきたいと、こんなふうに、これお願いでしかないですけども、市長のお考えをひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） まさにそれが必要だなということで、発災直後からずっとその辺のところの連携はさせていただいております。結果として、防災担当大臣に現地調査をいただきました。加えて、岸田総理にも入っていただいて、直接地域の実情をお伝えすることができました。これは、大きなインセンティブを発揮することができたのではないかなとまづ思っています。その上で、具体的な政策としてこれから打っていかねばなりません。これが市で単独でできることには限りあるわけでありますので、ここは村上市と関川村連携をしながら、しっかり国のほうにもご要請に上

がっていききたいというふうに思って今準備をしているわけでありましてけれども、その際に地元選出の国会議員の先生方、また県議会の先生方からもいろいろお話をいただいております。やはり実際にこの制度が実現しなければ、なかなか思いだけ伝えても駄目なわけでありまして、その制度がしっかりと形になるような仕組みづくりということで、いろいろ連携をさせていただいております。今こうしているときもそのことの作業は進めさせていただいておりますので、議員ご提案のその部分については本当にこれからしっかりやっていって、一つ一つ確実にその制度を明らかなものにしていくということが必要だなというふうに思っています。これからしっかり取り組みます。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○14番（川村敏晴君） 高橋市長はじめ、村上の両県議、そして斎藤代議士も非常にフットワークのいい先生方ですので、ぜひとも連携して速やかに方向性を見いだしていただきたいことを期待しております。

先ほど重機ボランティア等のお話も市長から出ていましたが、私が聞くところ、やはり大勢のボランティアさんに、人力で入ってもらったり、重機で入ってもらったりして、非常にありがたかったという声が、もう本当に大勢から聞いております。そんな中で、ちょっとだけ、今のボランティア体制です。と言いながらも、まだ細かいところが残っているご自宅が結構ありますが、現在のボランティアの受入れだとか発信だとかはどうなっているかお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） ボランティアにつきましてですが、9月6日現在になります、延べ人数で3,106人の方においでいただいております。ニーズに関しましては累計で417件。完了ですとか、それからちょっとキャンセルもありますので、今現在の残っているニーズとしては45件というふうになっております。ボランティアのニーズにつきましては、だんだん少なくなっております、1日3件から5件程度の今は相談の数となっております。今後、来週からになります、ボランティアに集中的に活動していただくために、週末型、土日でありますとか祝日、その辺を利用する形でボランティアを集中して投入していきたいというふうに考えております。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○14番（川村敏晴君） ボランティアの方も当然仕事をお持ちになるので、お休みのときでないとなかなかというところなのではございますけれども、若干私の耳にも、お願いしているのに来てもらえないとかという、一生懸命復旧している方はそう思われてしまうのでしょうかけれども、その辺の今課長おっしゃるようにニーズとして45件残っていて、1日3から5件のところにしか人間が行けないという状況というふうに理解しますが、ここはボランティアの方々の意識の低下なのか、もういいところ片づいたからなのか、はたまたコロナ期であることでやはりボランティアの方が来るのを拒んでいるのか、来ていただくのに制限かかっているのかというような、そのところは何らかの調整がある

のですか。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） 特に調整はしておりません。今は、隣接する5県からボランティアのほうは来ていただいております。なお、技術系のボランティア、重機を持っているボランティアでありますとか、床剥がし等技術を持っているボランティアについては、全国からおいでいただいております。

それから、先ほど三、四件しか入れないという話ありましたが、1日の新規のニーズが3件から5件ぐらいでありまして、作業としましては10件前後は今入れております。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○14番（川村敏晴君） 新規ニーズということは、今までニーズの確認は終えているのかなという前提であれなのですけれども、やっぱりうちもボランティアに入ってもらいたいというふうな要望が後を絶たないというふうな状況ということでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） 後を絶たないといえますか、皆さん全部に行き渡っているというわけではございませんので、この間民生委員を通じてチラシを配布したり、聞き取りを行ってきました。また、一斉にチラシを配って、ニーズの再掘り起こしといえますか、その辺を把握して、ちょこちょこ出てきているというような感覚でおります。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○14番（川村敏晴君） 聞くとところによると、空き家になっていたところに親族の方が入ってこられて、これは大変というふうなことで、後づけでそういう話が出るというふうなことも聞いておりますが、これについてもやはり行政サイドでしっかりとした要請行為といえますか、ぜひ発信していただき、おいでいただける方にはどんどん入ってきていただくような体制づくりを、まだまだ必要だということであればぜひお願いしていきたいなと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

次の件であります、これも私のところに何人かの方が連絡を入れてくれたので、お聞きしたところではあります、避難所での駐車中の車の被害、これ本当に幸いなことと言えいいのか、佐々木方面の方は昭和42年の、55年前の水害のときに堤防の決壊によって大被害を受けた教訓、恐怖がある関係もあるのだと思いますけれども、夜間近くになってからの中学校への避難。早期に避難した方もいますが、結局のところ、荒川の堤防がしっかりとしていたので、越水等の心配がなくて、中学校方面の水がたまってきたところに駐車中の車が水没したというふうな被害で、これは自動車保険等の対応というふうなことにはなるのでしょうかけれども、そういう保険の対応のない方等もいらっしゃる中で、どこか避難しなければよかったのになという思いがあったとすると、今後の避難活動のありように若干疑念の芽が発生してはいかかなものかという思いもあり、行政のこの辺の対応についてお伺ひしたわけですが、現段階では何らかの考えはお持ちだけれども、答えがない

というふうに捉えさせてもらうしかないですよ、これは。それ以上聞きません。

あとこれも先ほど午前中に山田議員から、坂町駅前の湛水といいますか、あの辺の被害について、水を逃がす工夫がないか、これは市長、非常に丁寧にお答えいただいていたなど。若干私も希望の光が見えた。総合的に今の災害の規模、これの想定のあるよう、100年に1遍、50年に1遍に縮めてどうなるかということありますけれども、やはり今の現状をどのように改良していくのかという上では、非常にこれからの災害の規模を読むということは大切だと思いますけれども、気候変動等を考えれば災害の規模が縮小する方向にはないのだろうというふうに感じられます。そんな意味では、坂町地区だけではありませんけれども、やはり日常生活に不安があるという風評が広く広がると、せっかく村上市を大勢の他県の方に来て住んでもらいたいというふうなアピールをしても、そういう部分が払拭されないとマイナスの部分がいつまでも残るというふうなことがございますので、やはりここを市長の政治力で大きな解決策を見いだせる、そんな方向性を具体的に打ち出して行ってほしいなと強く思っておりますが、一言あったらお願いします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 先ほどの避難所における車両の浸水被害の件もそうなのでありますけれども、これ市としてはあくまでも人命と身体の保護、これ最優先であります。結果として、時間の経過とともに、結局そこに逃げたけれども、車が水没してしまったねというのはその後の事象になるわけですので、まずは人命、それと身体の保護、これが優先されるということでこれまでも取り組んできた結果だということでお話をしました。その上で、現在多くの方が被害に遭われていますので、私のほうから何らかの支援策を講ずることはできないか〔質問終了時間10分前の予告ベルあり〕検討しているというお話をしたのですが、今どういう制度にするということまではお話しできませんけれども、検討した上で支援制度を打っていきたいということで今準備をしているということでご理解をいただきたいというふうに思っております。その上で、今後の在り方なのですけれども、これ実はもう既に県・国、また国会議員の先生方、県議会議員の先生方ともお話しさせていただいているのですが、国においてもこれまで国土強靱化のための防災・減災というスキームで物事を進めています。ですから、今回も浸水深が例えば1メートルあったところを50センチに抑えることができれば、50センチあったところを20センチに抑えることができれば、床上には至らない、床下にも至らないというケースが、多分つくり上げることできるのだろうと思います。そのためには、どこかに湛水をさせる仕組みをつくっておくというふうなところも視野に入れながら、現状を復旧はする、これは最優先でありますけれども、それと同時にこれから起こり得るであろう災害についても、ある程度対応して行って被害の想定を抑えていくという、そういった復旧の仕方、これ必要ですよということでお話をさせていただいております。ここは、もうまさしく政治の力、法律要件になりますので、このところはこれからまた何回もそういう機会があると思いますので、その中でしっかり私のほうから政府、中央に届くようにお話をしていきたいというふうに思っており

ます。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○14番（川村敏晴君） ぜひその強い姿勢で国・県のほうに現状を報告し、新しいすばらしい制度をつくらせていただきたいと、こんなふうに思います。

あと避難場所の件です。実は3日の夜と4日の未明というか、朝方まで私も、うちの集落、荒島になりますけれども、集落センターで、区の役員今回かぶっていたものですから、区長から招集かけられまして、10時に一旦集まって、高齢者の避難を相談しました。10時という時間もありましたし、中学校まで、独り暮らしの方が3人くらいいらっしゃるのですが、ちょっと厳しいだろうということで、あのとき天気予報スマホで見ていると、1時半前後には小雨になるというふうな想定で、みんなそれを見ていたものですから、じゃあということで一旦解散して、1時過ぎにもう一度区長から招集かけてもらったので、車で集落センターまで行くのに3ルート、自分の車が水没しそうなので、直線で100メートルくらいしかないのですけれども、3ルートやめて、遠回りの道でようやく集落センターにたどり着いて、俺の車大丈夫かなということで、ちょっと高めのところに止めておきました。もうその時点では、当然集落から要するに回避するなんていう状況でもないので、どんどん、どんどん水位が上がっていくのを、ただ暴風雨というよりも強い雨が降り続くという状況なので、荒川の堤防の決壊についてはあんまり心配していなかったもので、この水位であれば何軒かはやっぱり床上・床下浸水にはなるだろうなという。我々の集落センターが海拔15メートルくらいで、中学校よりも、正確にはあれなのですけれども、一、二メートル高いのです。さらに我が家は、「あら、ほっ」、昔の保育園のところ、あそこが海拔17.5メートルほどあって、さらにまた高いので、水の害については、ただそのときにこういう水害のときには我々町場の中学校のほうの頑強な建物に避難すべしというふうな指令は受けてはいるのだけれども、ここから動かないほうが安全でないかというような、そういう協議は集落内で何年も協議されてきていたというふうなことで、今回もそういう話が出ていました。そんなことで、被害の状況によって非常に違うと思うので、これは人命優先なので、非常に難しいところだとは思いますが、やはり過去の事例等の伝承といいますか、そういう部分がある程度行政側も、もう広範囲な場所なので、一つ一つチェックするには地元の区長さんとか、そういう方の情報も必要だと思いますが、今回我々はここから動かないほうがいだろうというふうなことでしたのですけれども、〔質問終了時間5分前の予告ベルあり〕もう個々に中学校に避難されて、車水没された方も実は我が集落にもいらっしゃるのですが、そんな中でどういう情報を市から受けて、我々集落の中で発信、行動するかというのは、非常に悩ましい1日を過ごしたことになりましたが、そういう意味で今またこの水害を検証して新たなものに変っていくのだろうとは思いますが、そのような経緯があったということを入れた次の対策を考えていただきたいと思います。

最後、罹災証明の件、なぜこういう質問したかという、私のところにも罹災証明って何ぞやと

いう、放送がばんばん、ばんばん、毎日罹災証明云々してくださいというふうな、入るのだけれども、よく分からないという方が結構いらっしまったということです。放送だけだとちょっと聞き取りにくい面と、その罹災証明をどう活用すればいいのかというふうな部分で、この場を借りて再発信をさせていただこうということで、丁寧なご答弁ございましたので、ぜひ今後も行政側の報告の中に、そのようなことも気に留めながら情報発信をしていただければと思います。これからも復興活動続くと思いますが、お互いに体調に留意して、頑張っていたいただければと思ひまして、これで私の一般質問終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで川村敏晴君の一般質問を終わります。

午後2時まで休憩といたします。

午後 1時47分 休憩

午後 2時00分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（三田敏秋君） 次に、9番、稲葉久美子さんの一般質問を許します。

9番、稲葉久美子さん。（拍手）

〔9番 稲葉久美子君登壇〕

○9番（稲葉久美子君） 日本共産党の稲葉久美子です。これから一般質問させていただきます。

1番の8月豪雨災害のことでも触れておりますが、私の以前にも3人の議員の方々が質問されています。重複しないようにと思っておりますが、私自身もこの災害の関係をとり上げるということについては、55年前の8.28の羽越水害に、その時点で私高校生でしたので、平林から下関まで線路伝いに歩いたという経験をやっています。そのときは、災害の翌日でしたので、本当に無残ないろいろな光景を見ることができました。その当時は、それぞれの家で飼っていた牛や豚なんていうのも多くいまして、ごろごろあちこちに散らかっていたという思いもあります。それから、山間地から流れてきた流木、いろいろなものが散乱していたこと頭にありました。その関係もありますし、私が関川村の出身であるということもありまして、今回もやはり黙ってはいられないという状況で、荒川経由、関川まで足を延ばすということがありました。それと、共産党の国会議員や県会議員がお見舞いと視察ということもありましたので、それに同行するという機会もありました。そのときに聞いたお話等を今回は取り上げております。そのことについてこれから質問させていただきます。被災された皆さんに心からお見舞いを申し上げます。それと、市の職員の方々も被災されている方もいらっしまったと思うのですが、災害復興のために毎日励んでいられるということ、そしてボランティアの皆さんも頑張っていらっしまったということ、本当にご苦労さまと思ひます。これからまだまだ続くと思いますが、体調を崩されませんように、それこそ気をつけていただきたいと思いますというふうに

思います。

それでは、質問に入らせていただきます。被災地において、行政職員の取組と自主防災の力が最大限発揮されたと聞いています。また、いち早く取り組んでくれた玄関前の被災ごみの片づけはともありがたかったと聞いています。1か月が過ぎ、次の段階に差ししかかっているところですが、次の点について伺います。

①番、店舗や事務所の修繕についての災害支援はどのようになりますか。また、公共料金等の免除や減免制度はどのようになっていますか。

②番、災害の影響で夏の観光客が激減しています。対策を伺います。

③番、災害が起きるたびに考えさせられますが、個人経営者などが加入できる共済制度の普及を真剣に取り組んではいかがでしょうか。

2番、新型コロナウイルス感染症対策について。①番、新潟県では、B A. 5対策強化宣言が9月30日まで延長されましたが、無料検査も引き続き行われるのでしょうか。

②番、感染後の後遺症や体調不良などで仕事ができなくなった場合には、適切な相談が受けられるところが必要と考えます。現在の相談体制はどのようになっていますか。

大きな3番、旧統一教会関連団体との関わりについて。昨年12月18日に村上市民ふれあいセンターにおいて、郷土を元気にする会が主催する「むらかみ偉人伝・堀直奇公」の講演会が開催されました。その講演会に対して、村上市及び村上市教育委員会が後援しています。そこで、次の点について伺います。

①番、市長は、郷土を元気にする会が世界平和統一家庭連合、旧統一教会の後押しの下に開催した講演会と承知で村上市で後援したのですか。

②番、郷土を元気にする会の挨拶の中で、行政と手を組めるところが多々あると述べていますが、多々あるとは具体的にどのような内容か教えてください。

③番、市として、郷土を元気にする会もしくは関連団体に会場の提供や市議会議員の動員など便宜を図ったことはないでしょうか。また、寄附などを受け取っていた事実はないでしょうか。

大きな4番、安倍元首相の「国葬」について。安倍元首相が、その動機のいかんにかかわらず、無法な銃撃により殺害されたことは、民主主義の根幹を揺るがす暴挙であって、決して許されず、ご逝去に深い哀悼の意を表明し、ご冥福を心からお祈りいたします。岸田首相は、安倍元首相の国葬を9月27日に行うと閣議決定しましたが、共同通信社による世論調査では、国葬に反対、どちらかといえば反対が53.3%となっています。村上市において、職員や学校の児童生徒に対して弔意を強要することのないようお願いしたいと思いますが、市長の見解を伺います。

市長答弁の後、再質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） それでは、稲葉議員の4項目のご質問につきまして、順次お答えをさせていただきます。

最初に、1項目め、8月豪雨災害後の中小零細企業及び商工関係者の再建についての1点目、店舗や事務所の修繕についての災害支援はとのお尋ねについてでございますが、先ほどの富樫議員の一般質問でもお答えをいたしました。被災した中小企業等、小規模事業者の皆様は、事業継続、早期再開を支援するための施策については、現在国・県において制度の検討中であるわけですが、先日岸田総理が本市の被害状況の現地調査を行った際にも、私から直接岸田総理に要望をさせていただいたところでもあります。中小企業等、小規模事業者への支援制度が確実に講じられるよう、全力を挙げて取り組むことといたしているところでもあります。また、公共料金等の支援策についてでございますが、事業者の店舗等が床上・床下浸水などにより被災し、受水槽の濁水・排水や土砂などの清掃により通常よりも多く水道水を使用した場合などについて、減免の措置を講じているところでもあります。

次に、2点目、災害の影響で夏の観光客が激減しているが、その対策はとのお尋ねについてでございますが、このたびの大雨による災害の発生直後、瀬波温泉の各旅館で一時的に宿泊のキャンセルが発生いたしました。コロナ禍において3年ぶりとなる行動制限のない夏休み期間中であったことに加え、県民割の効果などもあったことから、比較的早いタイミングで予約状況が回復したとお聞きをいたしております。他方、このたびの大雨により流出した流木が本市の海水浴場に大量に漂着し、お盆を迎える海水浴のハイシーズンの期間中であったことから、海水浴に訪れていただいた皆様にご不便をおかけすることとなりました。瀬波温泉海水浴場については、県による流木の撤去作業を実施していただいたわけですが、少なからず影響はあったものと考えているところでもあります。このたびの大雨による災害によって本市への入り込み客数に影響があったわけですが、現在瀬波温泉需要拡大支援事業として、宿泊割引クーポンによる割引事業を実施しているところでもありますので、これから秋の行楽シーズンを迎えることから、本市への誘客に向けたPRや広報宣伝などに力を入れてまいりたいと考えているところでもあります。

次に、3点目、個人経営者などが加入できる共済制度の普及に取り組むお考えはとのお尋ねについてでございますが、市内事業者の多くが加入している各商工団体では、災害に対する備えとして共済制度への加入を推進しておりますが、水害に対応した共済制度に加入する会員は2割程度であったことが明らかとなり、このたびの水害における保険適用は限られた一部の事業者のみであったとお聞きをいたしております。本市といたしましても、改めて事業者の皆様は共済制度への加入の促進が図られるよう、市内商工団体に対して要請を行ってまいりたいと考えているところでもあります。

次に、2項目め、新型コロナウイルス感染症対策についての1点目、無料検査も引き続き行われるかとお尋ねについてでございますが、県では昨年からの無症状で感染不安を感じている県民向け

の無料検査を実施しておりますが、オミクロン株による感染が継続している状況から、9月30日まで延長して無料検査を実施しております。本市では、村上市岩船郡薬剤師会にご協力をいただき、日曜日や祝日にも市内薬局等で無料で検査を受けることが可能となっております。

次に、2点目、感染後の後遺症や体調不良などで仕事ができなくなった場合の相談体制はどのお尋ねについてでございますが、新型コロナウイルスに感染し、治療後も療養中に見られた症状が続く場合や新たに症状が出現するなど様々な症状が見られる場合があります。このような場合には、かかりつけ医や近隣の医療機関に受診し、医師に相談していただくこととなります。また、このことが原因で仕事ができなくなった場合の手当て等に関する相談につきましては、就業されている事業者へ相談をしていただき、その後状況に応じてハローワークなど関係する行政機関へと相談を進めていただく必要があります。

次に、3項目め、旧統一教会関連団体との関わりについての1点目、世界平和統一家庭連合の後押しの下に開催された講演会と承知で村上市として後援に踏み切ったのかとお尋ねについてでございますが、実施団体から出された後援申請書にある団体の概要では、特に団体との関連を示すような内容はなく、本市にゆかりのある堀直奇公の功績を市民に伝えるという趣旨を踏まえ、本市の後援承諾の基準に照らし、決定したものであります。教育委員会の後援の詳細につきましては、教育長から答弁をいたさせます。

次に、2点目、挨拶で述べた行政と手を組めることが多々あるとは具体的にどのようなことかとお尋ねについてでございますが、講演会は本市ゆかりの堀直奇公の功績を市民に伝えるというものであり、本市で進めている歴史や伝統文化を保存し、活用していく取組と重なる部分が多いと考え、申し上げたところでございます。

次に、3点目、郷土を愛する会や関連団体に便宜を図ったことはないか、また寄附などを受け取ったことはないかとお尋ねについてでございますが、これまで団体等に対し便宜を図ったことや寄附を受け取った事実はございません。

次に、4項目め、安倍元首相の「国葬」についての村上市において職員や学校の児童生徒に対して弔意を強要することのないようお願いしたいと思うがとお尋ねについてでございますが、安倍元総理は令和元年6月に発生した山形県沖を震源とする地震の際に大きな被害を受けた本市にお越しをいただき、被災した市民に直接寄り添い、温かいお言葉をかけていただきました。その後、災害復旧に向け、迅速にご支援をいただいたほか、本市の主たる産業である観光業界に対して風評被害のダメージから早期に回復するための施策を直ちに実現していただきました。9月27日に予定されております安倍元総理の国葬儀の際には、庁舎に半旗を掲げ、本市として弔意を表したいと考えておりますが、職員に対して弔意を強要することは考えておりません。学校の児童生徒への対応につきましては、教育長から答弁をいたさせます。

私からは以上であります。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） それでは、稲葉議員の3項目め、旧統一教会関連団体との関わりについての1点目、世界平和統一家庭連合の後押しの下に開催された講演会と承知で村上市として後援に踏み切ったのかとお尋ねについてでございますが、後援・共催に当たっては、村上市教育委員会の後援及び共催に関する標準事務取扱要領に照らし、判断をしております。このたびの後援申請の事業内容は、村上の基礎をつくった堀直奇公の功績を市民に伝えるという趣旨の講演であり、特段団体との関連を表すものはなかったことから、教育委員会といたしましては郷土の歴史的な文化遺産の価値を改めて学ぶきっかけになるものと判断し、後援を承諾したものであります。

次に、4項目め、安倍元首相の「国葬」についての村上市において職員や学校の児童生徒に対して弔意を強要することのないようお願いしたいと思うが見解はとのお尋ねについてでございますが、市教育委員会といたしましては、市立小・中学校及び児童生徒に対して弔意の表明を求めることは考えておりません。

私のほうからは以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） ありがとうございます。

では、1項目めから再質問させていただきます。自営業の方、それから小規模事業者の皆さんのところへ寄らせていただきまして、いろいろ声を聞いてきました。その中で、コロナが発症して以来、エアコンを取り替えたのにまた今室外機が駄目になって取り替えなければならないというのがあちこちで出まして、それもそうだなというような形で、それでまだその借金が残っているというような段階なのです。それでこの災害だから、また取り替えなければならない、何とかならないかということで、私が訪問したのは月末頃ですから、20日ぐらいたっている時点なのですが、それでも本当に、もう泥出しが終わったら何もする元気がなくなって、寝ていてもどうしてお金を工面するかということで悩んでいるというようなことで、寝てもいられないというような状況を出されました。そしてまた、店舗を借りているということも1つ大事なのです。それで、持ち主というのか、家主さんが改修してくださるという方もおありまして、それについては本当に借りている方は喜んでおありまして、再度やり直すということも言うておりましたが、自分でやらなければならないという方については、シンクから、それからエアコンから、食器棚に上がっているガラス製品から、お皿とかいろいろ瀬戸物まで、みんな取り替えなければならないという状況の中では、本当に一からそろえなければならないということで、皆さん苦勞しているというような状況だったのです。それで、修繕とかいうようなことについて支援はないのかというような形で言われまして、これからその制度についてもいろいろと支援の窓口が出てくるのではないかと思いますのですが、ちょっと調べましたら経済産業省のほうでは10日の日に大雨による災害に関しての被災中小企業・小規模事業者対策を発表しているのです。その中に、相談窓口はもちろんそうなのですが、災害復旧貸付けの実施、そ

れからセーフティネット保証4号というのは、突発的な災害時に売上げが減少している事業者を支援するための措置というような形なのです。それから、既往債務、既にある債務の返済条件緩和等の対応について、これはよくやられると思いますが、そういうことと、それから小規模企業共済、災害時の貸付けということで、これはまた先ほど話もありましたけれども、共済制度を使っている方についてはそういう貸付け制度もあるというようなことが発表されています。そこら辺について、事業者にはコロナ関係で売上げ減少する中でも、エアコン取替え、それから借りることができても、また借入金が増えると頭を抱えているわけですが、町中から坂町近辺、特に村上から、私は4日の日の夕方、ようやく坂町のほうへ行くことができたのですけれども、そのときにはもちろん長靴、足首ぐらいまでまだ泥がありました。下鍛冶屋辺り、それから7号沿いで行ったのですが、見てみますと店舗が1階で、それから2階が住宅になっているというようなのがやっぱり目につきました。それと、駅周辺に自営業のお仕事なさっている方が多いなど。だから、荒川地域は坂町近辺に集中しているなという意識がすごく強かったのです。それも特に水だけでなく泥まで上がってしまって、床下に泥が何センチもたまるというようなまだ状況になっておりました。そんなことで、その後の事業ももちろん大変だったというふうに思いますし、まだまだ泥が取れていないところもあるのではないかと思います。そんなことで、これからも坂町地域から自営業の人や、それから中小規模の店舗が消えることのないように柔軟な支援をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 地域経済振興課長。

○地域経済振興課長（田中章穂君） ただいま議員のお話にありましたように、新潟県セーフティネット資金につきましては、8月末にこの地域が該当になり、体力のある事業者の皆さんは、これまでコロナ禍において1つ、2つと多重の貸付けをされていたとしても、それを条件とすることなく、貸付けを可能とする状況になっています。これに対しまして、先ほど富樫議員の市長答弁にもありましたように、市独自の取組といたしまして、このセーフティネット資金の自然災害要件による貸付けに対しまして、その信用保証料を市が100%補給することで既に9月1日からスタートしております。ただ、改めて追加の資金を求めることのできる事業者は非常に限られているというふうに私ども認識をしております。そういったこともありまして、国・県に対しまして直接的な支援、そういったものを要望して、今国・県ともに検討に入っているという、そういう状況でございます。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） 丁寧な説明と対応をお願いしたいと思います。

それでは、②番のほうですが、観光地の件ですが、海岸に流木が流れ着いて、水は泥だらけで、もう海水浴はできなかつたのだけれども、たまたま海に入っていた人たちの体を見たら、だらだらとごみだらけになって海から上がってきたという姿を見たのですが、これでは海に来てくださいとは言えない状況だなというのを痛切に感じました。温泉地の人たちも本当に一時的にすごくショックだったというふうにも聞いています。これから季節がよくなる9月、10月は天気になってほし

い、その分頑張りたいというようなことも言うておりました。そういう意味で、災害地とはまた違う悩みもあるのではないかというふうに思いました。コロナの継続もありますし、そこら辺についてもしっかりと支援をお願いしたいと思います。

それから、3番の共済制度についてですが、やはり掛けている人がすごく少ない。実際その場になってみて初めて共済制度が大事だと思うのですが、私たち個人のうちでさえも自然災害についての共済掛金をやっているというのはなかなか少ないのです。前は地震等あって、あとは火災保険で風水害入るといような形であったのですけれども、地震というのがなくなって自然災害となっているのです。そして、聞いてみたら、もう自然災害は掛けなくてもいいよというふうに私は共済のほうから言われまして、どうしてと聞いたら、あんたの住んでいるところは地震はなさそうだし、災害はなさそうだしというようなこと言われまして、それで掛けないで、火災保険の風水害で結構ですみたいなこと言われたのです。そうしてみると、同じ共済掛けている人でも危険な地域に住んでいる人には掛けてもらうのですかというようなこと言うと、それはやっぱり勧めなければならないだろうというふうに話しされました。本当にそれ本心なのだろうなというふうに、共済担当の方の話ですけれども、こんなことを聞きながら、でも誰でも予想しないのが突発的な災害だからなと思ったのですが、本当に高い掛金を何とかできないだろうかというような感じで、そして高い掛金を払っても大した額出ないのだそうです、実際。そのことを聞いて、私は自分のは納得したのですけれども、それが店舗であったり、自分の事業所を持っていたりなんかすると本当にそれが通用するのかなというふうに思ったときに、やはり高い掛金を何とかできないのかなというふうに思いました。そういう意味で、今すぐそれをどうしようというようなこともなかなかできないことですので、やっぱりそれは国全体としても考えてもらわなければならないのではないかなというふうに思います。災害を減らすという方向ももちろん考えなければならないと思いますし、そこについてもぜひ検討していただいて、皆さんに掛けてもらえるように制度を変えていけたらというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、新型コロナウイルス感染症について伺いますが、9月30日まで無料検査も引き続いて行われるということですが、今調剤薬局に行きますと検査キットが不足してできないという状況が、これ今に始まったことでなくて、ちよくちよく起こるのです。そして、無料検査だからということで気楽に受けられるということももちろんあるのですが、まずそのキットが足りないようであればどうしようもないなというふうに思っています。そこら辺で、この地域においてどんなふうになっているのかなというふうにも思うのですが、本当に皆さんそれで足りているのかな。私が調剤薬局の前行くと、10時ぐらいが開店となると、10時ぐらいになるとすごく人が薬局の前にはいます。薬局に車があるのです。そして、夕方にはその車はないと。それで、薬局によっても違いますが、車の中で検査をすところと、それから薬局の中に入って一室で検査すところと、いろいろというか、そんなふうにあるのですけれども、でも本当に受けたくても受けられない人はそのま

まになってしまうのではないかと思うのと、知らない間に感染させてしまう場合もあるのではないかと思いますけれども、そこら辺については情報は入っていますか。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（押切和美君） 無料検査につきまして市内の薬局に確認しましたところ、お盆明けはやはりニーズが高くて、結構多くの方が来ていたということですが、9月に入りましたら大分減少してきて、受けたくても受けられないという状況はないと認識しております。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） コロナ感染も下火になってきそうなのだけれども、昨日は少なかったけれども、今日になったらまた増えたとかというようなことで、村上市以外の方からは、村上市、人口の割に多いのではないと言われるくらい、何か嫌みっぽく聞こえるのですけれども、そんなふうに言われるのですけれども、これは感染はしようがない、陽性が出ているのだから、その数字はというふうに思いますし、それでもいつでもどこでも何回でも検査できる、必要に応じてはということで、それを継続してもらおうということと、それからやっぱりキットが切れないように、調剤薬局に届けられるように働きかけをお願いしたいと思います。

それから、気になるのは、今陽性者でも10日から7日にするとか、それから濃厚接触者でも5日でいいですよというようなことで言ったりすると、私たち情報がちょっと分からなくなってしま、錯綜してしまうというような状況があるのです。私なんか、まだうちの家族には高校生が2人も、1人か、今、になったのですけれども、今まで濃厚接触者に2回もなって、繰り返して、うちに戻ってくるわけです、寮生活しているのですけれども。うちの中で隔離すると、「おばちゃん、マスクしていてね」、うちの中で言われるのですけれども、うちの中でマスクする習慣がないものだから、その本人を1つの部屋に閉じ込めておいてやるのですが、それが7日から5日となって、本当に安全なのかなというふうに心配するわけです。それで、国の言うのと県が言うのと、また何か違うような気もしないでもない。それが国が一足早く発表する段階で、国が後に来るということももちろんあると思うのですが、そこら辺についてもやはりきっちり皆さんに周知できるようにしてほしいなど。最低限マスクや手洗いとかいう基本的な衛生面どうの、もちろんしなければならないと思うのですが、何か高止まりを続けているように思いますし、それとまた小さい子どもたちが死亡しているということもすごく気になるわけです。やっぱりマスクしなかったりとか、集団でいる学校、保育園で飲み食いとは言わないけれども、給食とかおしゃべりしている中で感染も広がるのだなというふうに思いますし、そこらについても市の段階でも、ホームページだけでなく、分かるように私たちに伝えてほしいなというふうに思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（押切和美君） また保健所のほうから正しい情報が届きましたら、何らかの方法で届ける方法を検討していきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） 陽性になった場合には、登録とかいうようなことでなくて、やっぱりかかりつけ医のほうへ連絡すると、電話して相談するというようなことが私たちは基本になりますけれども、かかりつけ医も大変、発熱外来を抱えているとそれにかかりきりになる部分もあるのです。そうすると、日常的にお医者さんにかかっている人たちについては、いつ行っても先生がいないのだよということ、お薬だけもらってくるという外来をやり続けているわけです。そういう人たち本当に大丈夫なのかなというふうに心配しながら、支障がないからというふうに帰ってきているみたいですが、そういう面で部分的にというか、一部のお医者さんにだけ負担がいかないような体制も必要なのではないかとこのように思いますけれども、そこら辺についてはどうでしょう、村上市は。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（押切和美君） やはり発熱外来というか、発熱者を診る外来は混んでいると認識しております。県のほうでも、発熱者で重症化リスクの高い人を対象に抗原検査キットを送って、自分で検査をして、陽性がもし確認されたらそれを県のセンターにメールで送って、それで陽性を確定してもらおうという形で、医療逼迫を防ぐ方法を県でも対応を取っておりますので、市内でもそういう対応が取れるということは今後も周知していければと思っております。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） よろしくお願ひいたします。いつでもワクチン接種、もちろん優先してしなければならぬと思うし、新潟県でも村上市でもワクチン接種についてはまだいいほうかなというふうにも思っています。私もこれから、4回目まだなのですけれども、次にまた新たなオミクロンのワクチンが始まるということですので、接種してどのくらいが有効なのかということも分からない。そこら辺ももちろんありますし、これは分からない、コロナなのでしょうがないかなと思ひますけれども、インフルエンザとかそのほかの病気との合併症等もないこともないと思ひますので、特にワクチン接種をして少しでも予防できるのであればなというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、統一教会のことについて伺ひます。市長から答弁ありました。統一教会の名前というのは、私たち知らない人はいないと思ひますのですけれども、それでも統一教会が自分たちの思ひことを皆さんに伝える方法というのはいろんな面で行っていますので、なかなかそれを、あつ、これが統一教会かというようなことは分からない状態だというふうに思ひます。12月18日の講演会を聞きに行った人から、何かおかしいのだよねと私言われて、それで調べてみたらそういう状況だったということで、初めてここら辺でも統一教会の活動が行われていたのかというふうに思ひました。随分前の話ではここら辺は関係ないくらいに思ひましたのですけれども、それでも今聞いてみますとやっぱり近くにも高額なものを買った、買わされたというようなことも出てきていますので、そ

れが裁判やそういうことにはなっていないようではあるのですけれども、まだまだ私らの知らないところに横行しているのではないかというふうに思います。靈感商法ということですから、ごく最近その話で、ある方のところに家庭訪問して、幾ら幾ら返すから問題にしないでほしい、それで和解してほしいというような形で訴えられているということも聞いています。だから、そういう意味で、裁判に訴えるのであればそれなりだろうし、それから問題が大きくなれば、国でも今は相談窓口も設置して、そしてやっているということもありますので、そこについてサポートしていただけたらというふうに思います。

それで、講演会等の取扱いについては、それらしき人が申請には来ていないということです。そしてまた、地元の人で知っている人が、知っているというか、それらと関係はないというふうに思っている人がまず申請に来て、そしてまた講演される方も地元の方で、歴史の問題についてお話ししてくれるのであればというような形で、疑いもしないで講演会の後援をしたというようなふうに言われたと思いますので、そのことについては今後慎重にやってほしいなというふうに思います。

今後のことについてですが、靈感商法などで今でも多くの被害を出しているわけです。反社会的団体であるということ、それから伝道や布教活動そのものが国民の思想、信条の自由を侵害する違法行為でもあると思いますが、村上市や教育委員会の後援を取り消し、関係を絶っていただきたいと思いますが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） これまでも本市におきましては、後援及び共催に関する標準事務取扱要領という形の中で、申請を受け付けたものについて6項目にわたってチェックをして、その全てに該当しないケースについては後援をするという取扱いをしております。その中で、1つ、特定の宗教団体、政党、もしくはこれら外郭団体の活動、または特定の宗教、もしくは政党のための活動と認められる事業でないこと、これ大きな要素だと思いますけれども、そのほか5項目あります。これ要領公開されておりますので、御覧をいただければなと思いますけれども、その上で今回後援を行ったということでもあります。その後、今のような状況の中で事実が発覚をして、関係する団体だというふうに市では認定をしておりますので、〔質問終了時間10分前の予告ベルあり〕以後当該団体からの申請については一切お受けはできないという立場を取らせていただいております。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） よろしくお願ひいたします。

では、4番目の安倍元首相の「国葬」についてお伺ひいたします。さっき市長の答弁の中で、安倍総理の功績ということになると思いますし、いろいろお世話になっていたし、力になっていただいたということで、市としては半旗を掲げると。しかし、教育長のほうからは、職員や児童生徒に対して弔意は強制することはないというふうに伺ひましたが、それでよろしいでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） ご答弁申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） 教育長もよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○9番（稲葉久美子君） ありがとうございます。では、そういうことでお願いしたいと思います。

これで質問終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで稲葉久美子さんの一般質問を終わります。

午後2時55分まで休憩といたします。

午後 2時42分 休 憩

午後 2時55分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（三田敏秋君） 次に、1番、上村正朗君の一般質問を許します。

1番、上村正朗君。（拍手）

〔1番 上村正朗君登壇〕

○1番（上村正朗君） 上村正朗でございます。一般質問させていただきます。

1、介護人材の確保について。介護現場では、深刻な人手不足の状況が続いています。市民誰もが必要なときに必要な介護を受けることができるよう、介護人材の確保は喫緊の課題だと考えます。そこで、以下について伺います。

①、介護職員が働き続けられる職場づくりを進めるため、中間管理職の資質向上や介護職員の腰痛防止等に関する研修会の開催、事業所同士の情報交換の場の設定など、きめ細かな施策が必要だと考えますが、見解を伺います。

②、外国人の介護人材確保に向けた施策が必要だと考えますが、見解を伺います。

2、LGBT（性的少数者）の方が暮らしやすいまちづくりについて。第3次村上市総合計画の基本計画における基本目標5、多様性が広がるまちを実現するため、LGBTの方が暮らしやすいまちづくりに向けた取組が必要です。教育・啓発活動や相談体制の充実等と併せて、LGBTのカップルの関係を公に証明するパートナーシップ制度を導入すべきと考えますが、見解を伺います。

3、中小企業振興基本条例に基づく地域経済の振興について。平成28年度経済センサスによれば、本市には3,285事業所、2万5,006人の従業員が働いており、このうち中小企業の割合は事業所数で99%、従業員数で91%を占めており、本市産業の中核をなしています。地域の持続的な発展と市民生活の向上に向けて、村上市中小企業振興基本条例に基づいて、市内の中小企業や中小企業団体、教育機関、金融機関、市民などと市が連携して、地域経済の振興やまちづくりに取り組むことが必

要と考えます。そこで、以下について伺います。

①、中小企業や中小企業団体、教育機関、金融機関、市民等をメンバーとした産業振興会議等の組織を設置し、地域経済の実態把握や中小企業振興施策の検討と提言、施策の評価、シンポジウムの開催等に取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

②、地域経済の特性や課題を踏まえた施策を策定するため、大学等の研究機関と協力して地域経済に関する調査を実施すべきと考えますが、見解を伺います。

③、市内で必要とする物品やサービス等を可能な限り市内で調達する地消地産に積極的に取り組む必要があると考えますが、見解を伺います。

以上、答弁の後、再質問させていただきます。ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） それでは、上村議員の3項目のご質問につきまして、順次お答えをさせていただきます。

最初に、1項目め、介護人材の確保についての1点目、介護職員が働き続けられる職場づくりを進めるため、職員の資質向上や研修会の開催等のきめ細かな施策が必要ではないかとお尋ねについてでございますが、本市の高齢化率は現在約40%となっており、要介護・要支援の認定者は僅かながら年々増加傾向にあります。こうした中、介護サービスの需要も増加していることから、サービスの維持や質の確保のために介護人材の確保が課題となっております。本市といたしましても、平成29年度より介護人材確保推進事業を創設し、介護福祉士等の資格を持つ新規学卒者や市外在住者が市内介護事業所に就職した場合に20万円を給付する事業や、介護事業所が行う各種研修費用等に対して介護職員等キャリアアップ支援事業費補助金を交付し、人材確保に向けた支援を行っているところであります。加えて、本年度からは給付金の内容を拡充し、市内の介護事業所で働いている職員が自身のキャリア形成に資するとともに、離職防止にもつなげられるよう、介護職員初任者研修の受講から介護福祉士等の国家資格取得まで、段階に応じた給付金制度による支援を行っているところであります。本年度からの支援制度の拡充につきましては、4月の市報に掲載をいたしましたところ、問合せも多くいただいております。キャリア形成の意欲向上につながるものと期待をいたしているところであります。また、ハローワーク村上との共催により、高校生介護事業所見学ツアーを実施したところでありますが、参加された高校生からは、事業所での仕事の様子などを直接見ることができ、将来介護の仕事に就くことをより一層強く思うことができたところのご意見もいただいております。高校在学中から介護職について考えるよい機会になっていると考えております。これらの介護人材確保施策の検討に当たっては、事業者からもご意見をいただきながら進めているところであり、引き続き介護人材確保に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目、外国人の介護人材確保に向けた施策が必要ではないかとお尋ねについてござ

いますが、市内の介護事業所におきましても外国人技能実習生制度による外国人の就業を受け入れている事業所があります。外国人技能実習生につきましては、介護人材が不足する中で、3年から最長5年間にわたり従事していただけることから、人材確保の観点からも大きな効果があるとお聞きをいたしております。しかしながら、外国人技能実習生の獲得には全国の事業所との競争もあり、事業者として費用面等での負担も大きいことから、本市の介護事業所を研修先に選択していただくための支援策についても検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、2項目め、LGBTが暮らしやすいまちづくりについてのパートナーシップ制度導入の見解はとのお尋ねについてでございますが、令和4年度から5年間を計画期間として策定した第2次村上市人権教育・啓発推進計画では、LGBT、性的少数者の人権について、多様な性に対する認識を深め、それぞれの性的指向・性自認があるという見識を醸成する必要があると捉えており、LGBTに関する講演会を計画しているところであります。ご質問にあるパートナーシップ制度につきましては、自治体が同性のカップルを婚姻に相当する関係と認める制度であり、導入することでどのような効果があるのか、既に導入している自治体の状況などを参考に研究してまいりたいと考えているところであります。

次に、3項目め、中小企業振興基本条例に基づく地域経済の振興についての1点目、産業振興会議等の組織を設置し、取り組むべきと考えるがとのお尋ねについてでございますが、本市ではこれまで2年を超えるコロナ禍の中にあって、大きく変化する市内経済を何としても持続させるため、各業界からの意見聴取を行い、商工会議所、商工会、さらには金融機関との連携により、都度経済対策並びに市民生活支援の施策を間断なく実施してまいりました。これまで本市において、こうしたスキームで施策を実現してきたことはなかったわけではありますが、それぞれの業界のニーズを的確に把握しながら、タイミングよく施策につなげることを可能とすることができたのではないかと分析をしております。引き続きこれ以後の制度設計においても活用できるものと考えているところであります。こうした手法については、感染症対策といった有事に対応した仕組みとして取り組んできたところではありますが、平時においてもこのスキームは有効であると考えているところであります。施策の制度設計の過程において、議員ご指摘の仕組みにおいて、市民の皆様にも参加してもらうことが必要ではないかといったご趣旨であると考えているところでありますが、市民の皆様からのご意見をいただくといった手法は、より消費者ニーズを捉えた施策の制度設計が可能になるのではないかと考えているところであります。これまでの施策の制度設計の際の仕組み、そのスキームをブラッシュアップする際に検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目、大学等の研究機関と協力した調査を実施すべきと考えるがとのお尋ねについてでございますが、本市では現在、新潟リハビリテーション大学・新潟食料農業大学・東京理科大学との間で連携協定を締結し、それぞれの専門分野での調査・研究を実施しているところであります。東京理科大学との連携では、脱炭素社会におけるエネルギー関連施策として、瀬波温泉における温

泉熱、波力や小水力、森林資源を活用した木質バイオマス、またバイオマスガスを活用した発電といったエネルギー産業を中心に、その活用方法の調査・研究を進めておりますし、新潟食料農業大学との連携では、地元の特産品である赤カブ、村上茶、塩引き鮭、さらには海面漁業の未利用魚の活用といった水産業を中心に調査及び研究を進めております。新潟リハビリテーション大学との連携では、介護予防・日常生活支援、在宅リハビリの指導といった本市の福祉施策との連携を中心に協力していただいているところであります。これら各大学機関において現在進めている調査・研究による知見、また実践に基づく成果につきまして、これまで本市の施策に反映させてまいりました。こうした取組を進めることにより、将来にわたって関係する産業分野の成長に向けての施策展開につながるものと考えているところであります。引き続き本市の強みを十分生かした地域経済基盤を確かなものとするため、連携を強化してまいりたいと考えているところであります。

次に、3点目、地消地産に積極的に取り組む必要があると考えるがとのお尋ねについてでございますが、本市ではこれまでも地域内経済の循環、地域内での再投資能力を高めるといった視点から施策を推進することとし、村上市総合戦略においてその取組を進めてまいりました。他方、市民のニーズが多様化・高度化する中、市内の事業者だけでこれら全てのニーズに対応することは難しい状況にもあります。しかしながら、このバランスをより自給自足のできる状況へとシフトさせていくこと、物や資金が市内で回る地域内循環の割合をより高めていくことにより、本市の目指す自力のある、そして持続し、成長し続けるまちづくりにつながるものと確信をいたしておりますので、これまでの取組もさらに推進してまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） ご答弁ありがとうございます。それでは、1つずつ再質問させていただきたいと思います。

介護人材確保の取組については、非常に一生懸命やっただけではないという話ですので、ぜひ来年度の予算に反映するようなスピード感を持ってやっていただきたいと思います。

1点お願いをしたいのは、浜松市で介護人材確保推進検討会みたいな形で、福祉職とか事業所の方たちの協議会みたいなものをつくって、その協議会で研修会をやったり、いろんな取組をしたりするようなスキームでやっているところもあるのですが、村上市においても、資料の1のところに書いてありますけれども、介護職員の退職理由として一番多いのが職場の人間関係に問題があったとか、あとは3番目で法人や施設・事業所の理念や運営の在り方に不満があったためということで、淑徳大学の結城先生なんかの分析によると、やはり中間管理職をはじめ、管理職の方の管理・運営の資質を向上していかなければいけない、そこに課題があるのだと指摘している研究者もいるわけですので、市が何でもかんでも主催するというのではなくて、村上市にたくさん介護事業

所あるわけですので、そこでそういう自主的に運営できるような団体をつかって、そこでいろんな課題に即した中間管理職の方の資質の向上であるとか、腰痛防止であるとか、個々の事業所がやっている先進的な取組を共有していくとか、そういう取組はお金、予算もかからないでできるわけですので、その辺がどうなのかなと思っているのですけれども、課長、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長（大滝きくみ君） 毎年民営福祉会の団体と年に1回意見交換をしております。今年度は、コロナの感染拡大の予防ということで延期しておりますが、落ち着き次第実施したいと思っております。そして、一部の事業所様と意見交換はやっているのですが、ほかの団体でも非常に研修、いい取組をやっている事業所がありますので、今年度はそちらの事業所も交えて意見交換の場を設け、そしてそれが継続していけるような形にしていきたいと思っております。今市長の答弁にありました施策のほうについては、介護事業所様からご意見をいただいたものをベースに全てつくってあります。実績等もありますので、今年度も皆様の意見を聞いて施策のほうに反映させていきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） ぜひその方向で、介護事業者間の情報共有とか、そういったところをしっかりとできるような仕組みも考えていただければと思います。

2点目、LGBTが暮らしやすいまちづくりの関係なのですが、これはパートナーシップ制度導入の効果も含めて、研究と言われると検討よりもちょっと時間がかかるのかなと思うのですけれども、その辺あれなのでしょうか。一般質問の資料の2で、パートナーシップ制度を導入している自治体は、全国で225自治体、人口で52.9%、これも毎月毎月増えていくような状況で、新潟県内においても新潟市、三条市で既に実施、それから長岡市、十日町市では検討中ということですので、これは導入の研究と検討、そんなにしなくてもいいのかもしれませんが、効果があるなどということであれば早めに具体化に向けて検討して、それこそ考えていただけるということでもよろしいでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） もう既に第2次の村上市人権教育・啓発推進計画の中でその考え方を示しています。それこそ持続可能な社会を目指している村上市であります。SDGsの理念に基づいて、誰しも差別される必要ないわけでありますので、ごく自然なものなのだろうなというふうに思っております。こういった選択をすることが。今回参考に研究してまいりたいと考えているところであります。ご答弁申し上げたわけでありますが、あつてしかるべきなのではないかなと思っておりますので、その方向で進めていきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） LGBTをはじめ、人権の問題というのは早急に、今自分の権利が侵害されて苦しんでいる方がこの村上にいるのだという前提でそれは進めていかななくてはいけないものだと

思いますので、教育・啓発はもちろん大事だと思いますけれども、教育長に1点お聞きしたいのですけれども、トランスジェンダーの生徒にとってみると、制服、今までのような男子用・女子用の制服しかなければ、トランスジェンダーの生徒が非常に苦しむ。現在苦しんでいる方もいらっしゃると思うのですけれども、これは幾ら教育・啓発・相談体制充実しても人権を守ることにはつながらないので、障壁をこれは取っていかなくてはいけない。そうすると、トランスジェンダーの児童生徒さんでも抵抗感なく、違和感なく着用できる制服をつくることしか根本的な解決はないと思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。やっぱり教育・啓発・相談だけではなくて、実際人権を守る上での障壁を一つ一つなくしていく、そういう具体的な取組が必要なのではないかなと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 例えば制服を廃止するとか、そのようなことは考えておりませんが、現在においても女子はスカート、男子はズボンとか、それに例えば女子もズボンをはきたいと思う子はそういう選択もできるようになっておりますし、特に今村上第一中学校が新たな制服を、ブレザー型にしようとしているのですけれども、そこで今小学校6年生たちには選択ができるように、スカートでもズボンでもどちらでもいいように、女子に対してですけれども、そのようなことを行っているようですので、配慮はしているのではないかと考えております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 大変失礼な言い方で、ちょっと教育長の答弁だと大丈夫かなというふうに心配になってきますけれども、トランスジェンダーの児童生徒、いわゆる戸籍上の女子だけに限らずに男子でも、どんな児童生徒でもそういうLGBT、性的少数者、トランスジェンダーの方、制服で悩んでいる方はたくさんいらっしゃると思います。ある調査で言えば8.9%、11人に1人、ですの35人のクラスであれば2人か3人そういう方が現にいて、苦しんでいるかもしれない。そこをやっぱり私たちは敏感に考えないといけないと思いますので、繰り返しますけれども、教育・啓発・相談は大事だと思いますが、それで障壁というのはなかなか取り外すことは難しいだろうと。トランスジェンダー対応の制服、それから性的少数者の方の権利を守るパートナーシップ制度の導入、それが私は最大の啓発だというふうに考えますので、講演会やっていればいいということでは、もちろんそういうふうに考えていらっしゃるわけではないと思いますけれども、ではないと思いますので、ぜひその辺しっかり取り組んでいただきたいと、期待しておりますので、よろしく願いします。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 幼いうちからそういう性的少数者がいる、多様な性に対する考えがあるということで、保健体育、そのほかの場でそういう認め合う、差別・偏見を持たない、そういうことは授業等を通じてしております。その上で、先ほど議員ご指摘の制服のようなことについては、そ

ういう相談体制を充実させて、事情をでき得る限り確かめるようにして対応していると私は認識しております。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 議員おっしゃることよく分かるのです。それで、逆に言うと男子がスカートはいてもいいのではないかという議論に当然なるわけなので、そういうふうな環境になったとき、やっぱり慣れていない我々、私も含めて、我々がそれをしっかりと受け止められる環境にあるかということ、これ非常に重要だと思います。ですから、そのところも含めて、先ほど先進地を参考にし、研究もするということも含めて申し上げたのですが、その上でそういった状況があるということも承知をしておりますので、それがしっかり受け入れられる社会環境であるということ、それと学校も当然そうであるということ、これやはり今日言ってあしたできるということではありませんので、取り組むべきことをしっかり前に進めていく。そういった意味で、学校現場、1歩、2歩、歩みは遅いかもしれませんが、そういうふうに進んでいるとご理解をいただければなというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） よろしくお願いいたします。私としては、新潟市に続いて2番目が村上市であってほしいと常に思っているのですけれども、なかなかそういうふうな動きにならないのが非常に残念です。やっぱり人権に対して村上市しっかり取り組んでいるというのを市民はじめ皆さんに認識していただけるような取組を期待したいと思います。市長の答弁は、非常に前向きでありがたいと思いますので、ぜひ具体的に進めていっていただければなと思います。

3番目、中小企業振興基本条例でございます。第3次村上市総合計画の政策3の4、商工業のところ、資料貼り付けていなくて大変申し訳ないのですが、村上市内の商工業の現状というところに、「市内中小企業等は売上減少や求人難、設備の老朽化など多くの課題を抱えています。また、後継者がなく事業承継が困難な企業等も現れています」。2として、伝統的工芸品の場合、「職人の高齢化や後継者不足、原材料の確保が困難な状況となっております」。3、「大型店舗の進出や空き店舗の増加などにより、地元商店街が衰退しています」というなかなか厳しい状況があるよというのは、これは村上市自体の現状認識で、私は当たっているのかなというふうに思いますが、産業振興、地域経済の取組、もちろん力を入れていただいているわけですが、さらに力を入れていく必要があるのかなと思うのですが、その際、平成28年ですか、つくった村上市中小企業振興基本条例、この条例の存在、知っている人がなかなか、私の知り合いだといないのですけれども、しかしこの条例が、特に中小企業を含めた村上市の地域経済振興の本当に私は基本、大事なところだと思いますけれども、その辺のご認識は。申し訳ないですけれども、市長のご認識をもう一度お願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 本市の企業、それこそ中小企業を中心に支えていただいております。GDPで約2,500億円、その4分の1程度を支えているのが中小企業というふうな形で、これいろいろな統計の手法がありますので、異なるGDPの本市の額を表示しているところもありますけれども、そういう意味においてはやはり骨格をなす産業、これが中小企業が支えているということでありま。そうした中で、これまでも外資をしっかりと市内に持ってきて、市内で還流させる資金については外に出さないということをごとまでできるのかということのを、実はKPI、数字も求めながらこれまで取り組んできたつもりであります。そういったことを踏まえて、中小企業振興基本条例、この理念をしっかりと進めていく。事業者一人一人がやっぱり誇りを持って、自分の事業に誇りを持ってこれからも継続していけるというような環境をつくっていくことが我々行政としては必要だと思っておりますので、そういう認識でこの基本条例については私の中に存在をさせております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 了解でございます。

私の質問の産業振興会議等の設置ということについては、市民の参加をどういうふうに確保していくのかも含めてちょっと検討ということだったと思うのですけれども、例えば京都府の与謝野町ですとか、東京都の墨田区、北海道の恵庭市で中小企業振興基本条例というのを持っていて、非常に熱心に取り組んでいる自治体の条例には必ず産業振興会議を設置をして、そこがまちづくり協議会みたいな形と言ったらおかしいですけれども、単に形式的ないろんな審議会と言うと審議会に怒られますけれども、年に1回、2回やるということではなくて、本当にまちづくりの運動といひますか、産業振興の運動、そういう非常にダイナミックな取組をしているところがありますので、やっぱりそういう形で、ぜひ村上市も考えていただけないのかなというふうに考えています。村上市の中小企業振興基本条例の中の基本理念でも、中小企業者、中小企業団体、大企業者、教育機関、金融機関、市民及び市の相互の協力の下で行われる。第4条にも同じような規定はありますが、第11条の基本方針でも、市は中小企業の振興に関する施策を推進するに当たっては、中小企業者、中小企業団体、大企業者、関係機関等との相互の連携及び協力に関することを基本として行うということで、実際やっているのは各関係機関と連携を取ってやっているのですけれども、産業振興会議のような、そういう恒常的な条例とか要領を根拠にした組織をつくって、そこががんがん、がんがんやっていくというイメージではなくて、どっちかという、市が主導なのでしょうか。その辺ちょっと教えていただければと思ひますが。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） これまで本市に設置をします附属機関を中心として、審議会というものについてはそれぞれ地元の意向がしっかりと反映されるように、地元の皆さんを中心しながら組織をしながら、そこに識者の知見を入れるということで、現在審議会ほとんど、各専門の大学関係機関の教授ですとか研究者の皆さんに入らせていただいております。我々だけで考えたものですとなかなか、

もう少し俯瞰した形、グローバルな形というのが必要だなということで、そういう取組を進めております。その結果として、非常に幅広の奥行きのあるいろいろな政策につながっているなというのが私の実感なわけであります。今回中小企業振興基本条例に基づく産業振興会議、仮称だというふうに理解をしておりますけれども、そういうものは今回のコロナ禍の2年間の中で我々が取り組んできた、まさにその実際、具体のものを網羅的にトータルしていける組織になると非常にいいなというふうに思っております。その中で、市民の方にも参画、これどのような形の参画になるのか、まずそれは置いておいたといたしましても、やっぱり消費者ニーズというのですか、消費者もいろんな世代があります。いろんなジャンルに消費者がいらっしゃいますので、そここのところをそれぞれの、その消費者の分野の方々は専門でありますけれども、それをまた俯瞰して見ていけるような、そういう組織であると非常に村上市の状況にマッチングさせた形の経済活動につながるかなというふうに思っておりますので、その方向で検討をしていきたいというふうにお答えを申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） ありがとうございます。市長の思い、非常に理解させていただきました。私も一応公務員出身なものですから、どうしても何かやるときには根拠の法令というのをすぐ考えるわけですから、村上市の場合は実際現実が先にあって、そこでどういうふうに市民の参加も得て、より豊かなものにしていくのかと、その先にそれが条例上、条例の改正とか要綱になるかもしれないし、ならないかもしれませんが、実質的にはそういう考え方で、非常にありがたいのかなというふうに思います。

京都府の与謝野町の取組等については、地域経済振興課長にも産業振興会議ってこういうことやるといのは資料として提供しておりますので、ぜひ勉強していただいて、村上市バージョンで、形式の会議ではなくて、実際動くものを考えていただければありがたいなと思います。

2番目のやつで、地域調査の関係なのですが、これは私のイメージとしてはもうちょっと地域経済全体のイメージの調査で、リハ大、食農大、東京理科大、やっぱりそれぞれの個々の分野、課題別と言ったら失礼ですけども、もうちょっと村上市の、それこそ地域の強みであったり、弱みであったり、そういったものをもうちょっと広く、私でいえば例えば京都の橘大の経済学部の岡田先生に入ってもらって、地域経済の専門家、与謝野町とか丸亀市とか恵庭とか、いろんなところの地域経済の調査やっている先生がいますので、もうちょっと幅広く深く村上市の地域経済についての調査を1回やってもらったらどうかなという感じをしています。子どもの貧困対策計画の策定業務委託料で460万円ですべてやっていますので、恐らくそんなにかからない。かかるかもしれませんが、1回やっぱりそういう、個々の場合はなくて村上市の地域経済全体にわたる調査、深いものが必要なのではないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。課長がいいのだから、市長がいいのだから。

○議長（三田敏秋君） 地域経済振興課長。

○地域経済振興課長（田中章徳君） 議員からいただきました与謝野町の資料でございますが、これ

以前にも私のほうに情報提供いただきまして、私も与謝野町のほうに問合せし、状況等もお尋ねしたところでございます。人口規模にしまして2万人弱かな、そして地域産業としましても、京都が近いということで西陣織の流れをくむちりめん、あとは農業を主体とする町であるというふうにお聞きしております。村上市と比べて、ここ与謝野町を先進地として捉えて、今こういった会議体を形成して取り組むことが本当に村上市にマッチするかどうか、そこからまず検証させていただきまして、研究させていただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 与謝野町で地域経済の調査分析を昨年度やりましたので、報告書手に入れようと思ってホームページ見たら、印刷できない設定に、著作権の関係なのではないでしょうか、そうやって印刷したい議員がいるというのを想定したのか、残念ながら印刷できなかったのですが、報告書の内容は極めて刺激的というか、面白いのをやっていました。例えば年金経済の規模とその購買力、私も年金もらっていますけれども、村上市でどのくらい年金収入あるかなんていうのは誰が分かるのですか。税務課長、分かるのでしょうか。地域経済振興課長、分かりますか。どうなのでしょう。

○議長（三田敏秋君） 地域経済振興課長。

○地域経済振興課長（田中章穂君） 申し訳ございません。把握しておりません。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 例えばそういうこと。それとあと、公共調達についても、先ほど市長のほうから、3番目の地消地産のほうにもちょっと入るのですけれども、これは例えば横浜市なんかは公共調達の現況を毎年毎年、ちょっと規模は全然違いますけれども、村上市は地消地産、村上市内で消費する物品やサービスのうち市で調達するのがどのくらい、市外に行くのがどのくらいとかというのが、その辺の調査というか、数字なんかは、地域経済振興課の仕事なのかどうなのかというのもちょっと、例えば学校給食の調理業務委託料1億7,300万円、全部市外の業者ですか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺律子君） 今委託をしているのは、全て市外の業者になります。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） ということだとか、あとは学校給食のあれとか、公共調達ではないですけども、市内の50人の定員の知的障がい者の入所施設に、あなたのところで1年間で食材費どのくらいかかりますか、1,500万円かかるそうです。〔質問終了時間10分前の予告ベルあり〕村上市内で調達したのは幾らぐらいですか、考えたこともありませんと。1,500万円毎年毎年食材使っているわけですけども、その中で幾ら村上市内で調達するかというのは考えたこともないと、あなたから言われて初めて、ああ、そういう考え方もあるのだなと分かりましたと。でも、やっぱりそれはどうなのかなと。村上市が調達している中で、市内・市外、もちろん市外の業者でなければ、専門的・技術的なことで不可能なもちろん業務もたくさんあると思いますけれども、その辺をしっか

り押さえる。それから、市の公共調達だけではなくて、例えばさっきの50人の知的障がい者の施設で1,500万円ですから、特養とか老健とか保育園とかいろんなところで、恐らく数億円の調達があって、それが本当に地元でどのくらい調達できているのかということは、誰が把握をしなくてはいけないのか。だから、私が考える産業振興会議のイメージというのはそういうところだと思うのです。そういうのをやっぱりしっかり押さえなくてはいけないよね、その抑えるための仕組みとしてはこういう仕組みが必要だよねというのを考えるのがまさにそういう関係機関の連携というところになってくると思うのですけれども、その辺現状把握と、あと地消地産の計画みたいなものが、長岡市も地消地産計画というのつくっているのですけれども、地消地産推進計画をやったと思ったのですけれども、学校給食が主で、公共調達全体ではなかったもので、ただ市内の総生産が大体2,100億円、村上市特別会計を含めて500億円ですから、市役所の投資力って物すごく地域経済に対してのボリュームというのは大きいと思うので、そこがやっぱり地域の中から調達をする。それと、市だけではなくて、いろんなセクターが市内の経済大事にしなくてはいけないよというふうに思ってくれる。あとはやっぱり市民です。安いからといってどこか走るのではなくて、いいものだってといって新潟の万代に走るのではなくて、地元の商店を大事にする。私、電化製品は地元でしか買ったことないです。安いからといって絶対走りませんので。例えばそういう市民をつくっていく必要が私はあると思うので、そういうときにどういう仕組みがいいのか。さっき市長がおっしゃったとおり、そういう関係機関の中に市民が参加するというのは、やっぱり市民の消費動向といいますか、そういうことを育成することにもつながると思いますので、その辺の取組が必要なのではないかなと思うのですけれども、私の考えていることはいかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 私が常に参考にしているのがリーサスという、これたしか内閣府で提供しているシステムだと思いましたがけれども、人口と産業構造、事業所の数、それで村上市の総生産、GDPが、ちょっと数値が直近のものが出てこないの、なかなか大変なのですけれども、2,300億円から2,500億円というふうな把握をしています。あそこに出ているグラフが、外から購入してくるものと外に売るものとの差が出ているのです。そうすると、買っている量が余計なので、その分外資、外に逃げていっている、資金が、そういう状況になっています。ですから、部分的なものを回す。そのために何ができるかということです。例えば林産業、木については地元で生産をして消費をしよう。逆に言うと、現在港区さんとか様々都市自治体と連携をしているときに、村上の材を外に輸出をして、要するに外貨を稼いでくるという仕組みにした場合に、その部分がやっぱり埋まってくる。これは、海面、水産業もそうです。あとは、鮭の産業については、もうこれは全くもって強いものですから、そういうふうなものを一つ一つ個別に積み上げていって〔質問終了時間5分前の予告ベルあり〕村上市の体力を強いものにしていくという取組をこれまで続けてきた、それが総合戦略の柱だったというふうに思っています。その上で、中小企業、これから未来にわたって彼らは

この地で誇りを持って経済活動していかなければなりませんので、そこのときに稼げる、もうけられる、そういう仕組みがなければなりません。そうしたときに消費者が、やっぱり消費者の気持ちも分かります。安くていいものというふうに走ります。ですから、そこのところをもう少し地元というふうなところの意識に変えていくというのは、これは非常に難しいとは思いますが、そこも含めてやっていく。そのため組織たるものとして会議形態のもの、これはある意味一つの手法なのだろうなというふうには先ほど来お話を聞いて思っております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） ちょっと確認なのですが、中小企業振興基本条例の対象、村上市ですね。中小企業、中小企業団体ということなのですが、私は産業振興、地域経済振興のある意味一般法的な考え方からすると、例えば農林水産業であったり、あと農業協同組合をはじめとした協同組合であったり、あと社会福祉法人とか、いわゆる中小企業だけではなくて、もうちょっと広く、村上市の産業振興、地域経済振興を考える上での憲法といいますか、基本的な条例なのだという位置づけが大事なのかなと思うのですが、その辺はいかがでございましょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 本市の生活インフラの基盤を支えているのは、そういった公的団体も含めて全てであります。とりわけそういった団体の事業規模というのは大きいのです。ですから、そういう意味ではしっかりとこの地域の将来構想にインセンティブを与えるような、そういう立場にあると思いますので、そこのところは非常に重要だと思います。そこもしっかり視野に入れないと駄目だということであると思います。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） ありがとうございます。時間が無いので、最後1つ、2つですが、福祉の分野であっても、どこの分野であっても、やはり村上市の地域経済というのを考えていくには必要があると思います。私は、福祉だから地域経済関係ないかなということではないと思います。非常に狭い考え方なのかもしれませんが、例えば民間の保育園であっても、私はやっぱり地元の社会福祉法人に運営をしていただきたいと思っております、保育園だけに限らず。というのは、昔は施設会計と本部会計というの、がちっと分かれていて、施設会計で余剰金が出たとしても本部会計のほうに持っていくことができなかつたのです。だけれども、今非常にそこが緩やかになりましたので、施設会計で余剰金が出ると、それを本部会計のほうに持って行って、法人本部のいろんな会計だとか、ほかの事業展開のときにそれ使えるのです。なので、言い方は非常に、現在指定管理していただいているところもありますから、個々の話ではなくて一般的に、民間と同じように社会福祉法人であったとしても市外の法人に委託をするということは、やっぱりそこで資金の流れが市外に出てしまうということがありますので、一つの例ですけれども、福祉の担当者の方もぜひ分かっていただいて、なるべく村上市のものは村上市で担うのだということは全てのところで必要なのではないかな

という気がいたします。これは、質問ではないですけれども。今市長からの答弁があったとおり、中小企業振興条例、村上市の産業の核だという話、市長していただいたと思いますが、地域経済振興課長、担当課長ですので、ぜひそのつもりで頑張っていたいただきたいと思います。これは、答弁はなしで終わりたいと思います。

では、以上のとおりでございます。中小企業振興基本条例に基づいて地域経済の振興、地域産業の振興進みますように、私もまたしっかり勉強させていただいて、いろんな質問・提言させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで上村正朗君の一般質問を終わります。

以上で今定例会の一般質問を終わります。

○議長（三田敏秋君） 本日はこれで散会といたします。

なお、14日から第1委員会室において各常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会が開催されますので、定刻までにご参集ください。

皆様には大変ご苦労さまでございました。

午後 3時45分 散 会